

平成18年 3 月15日（水）議事日程

開 議（午前 9 時30分）

- 日程第 1 総務常任委員長報告（所管事務調査）
- 日程第 2 経済常任委員長報告（所管事務調査）
- 日程第 3 建設常任委員長報告（所管事務調査）
- 日程第 4 議案第23号 太良町国民保護対策本部及び太良町緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 日程第 5 議案第24号 太良町国民保護協議会条例の制定について
- 日程第 6 議案第25号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第26号 太良町振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第27号 太良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第28号 公聴会参加者及び議会の請求により出頭した選挙人その他関係人に対する費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第29号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第30号 太良町乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第31号 太良町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第32号 太良町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第33号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度について
- 日程第15 議案第34号 太良町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第35号 太良町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第36号 鹿島・藤津地区衛生施設組合格約の一部を変更する規約の一部を変更する規約について
- 日程第18 議案第37号 平成17年度太良町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 日程第19 議案第38号 平成17年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第20 議案第39号 平成17年度太良町山林特別会計補正予算（第 2 号）について

- 日程第21 議案第40号 平成17年度町立太良病院事業会計補正予算（第3号）について
日程第22 議案第41号 平成17年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について
て
日程第23 議案第42号 平成17年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）について

午前9時30分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

去る12月の定例会で各常任委員会へ所管事務調査を付託しておりましたが、その結果について報告がなされております。

これより常任委員長の報告に入ります。

日程第1 総務常任委員長報告（所管事務調査）

○議長（坂口久信君）

日程第1. 総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（末次利男君）

おはようございます。議長の命により、去る12月の定例議会におきまして、閉会中の所管事務調査を付託されましたので、報告をいたします。

総務常任委員会は、1月16日から18日までの3日間、自立の町の財政と町づくりの将来展望についての目的として、福島県の塙町、矢祭町を視察研修いたしました。

まず、塙町の概要であります。福島県最南端に位置し、東部は阿武隈山系、西部は八溝山系が連なり、町の中心部を久慈川が南下しており、気候は豪雪地帯のイメージとは違い、比較的温暖な表日本型気候で、平均気温は12.7度とのことでした。

町の総面積 211.6平方キロメートルの約8割が森林であり、緑に囲まれた人と自然の豊かな町であり、人口1万1,000人、自然との対話が町づくりのテーマになっています。

産業経済は、米を基幹作物として、野菜、シイタケ、畜産など複合経営であり、奥久慈林業が盛んで豊かな美林の宝庫でもあります。

一方、工場誘致が積極的に進められ、精密機器や金属加工、縫製など優良企業12社が立地しており、17年度、新たにITプリント基盤の工業用地 3,000坪を30,000千円で調印され80人が雇用されるなど若者定住に力を入れられています。

観光面については、奥久慈県立公園内の湯岐温泉、遠赤外線低温サウナ、温泉、ダリア園、宿泊施設「湯遊ランドはなわ」、道の駅はなわ、多目的交流施設「塙町コミュニティ

プラザ」、富永一郎はなわ漫画廊、小野田自然塾、日本最古の向ヶ丘公園など数々の施設や名所、古来からの伝統芸能や特産品もあり、埴町の自然や文化のかけがえのない貴重な財産の保全と活用がなされ、定住促進、都市機能の充実による交流が推進されています。

歴史については、昭和30年町村合併促進法に基づき、隣接3村が編入、分村を幾度となく繰り返し、現在の埴町が形成されています。特例法による平成の合併については、福島県白川郡2町1村の法定協議会で進められ、棚倉町、鮫川村、埴町、それぞれ結果を尊重すると定めた住民投票条例を制定し、投票の結果、埴町、鮫川村で反対が多く、白紙撤回され、それぞれ自立の道で町づくりが進められています。

合併の有無にかかわらず、自治体の直面する課題は同じで、国家財政の構造的な行き詰まりを背景に、三位一体改革、つまり財源保障機能の減少の中、歳出予算の圧縮、または歳入の確保ができなければ次年度予算編成が困難な状況から投資的経費の影響は必至で、義務的経費にも踏み込んだ抜本的な行財政改革に取り組まなければならないことは共通の課題だと思いました。

埴町の行財政改革プログラムの説明を受けましたが、当面とはしながらも、単独での自治を選択した以上、町民一丸となって早急に改革を行い、健全な財政基盤を確立する必要から、平成20年度までを前期改革期間、平成25年度までを後期改革期間に分け、具体的なプログラムの実行に取り組み、住民への影響には理解を求め、まずは職員の意識改革が最重要とのことでした。

構造改革基本方針として、四つの点が上げられています。

基本方針1、行財政コストの徹底した縮減。

職員数の削減や特別職の給与カット、事務執行に係る経費の削減など意識の徹底と人件費を含めた内部管理経費の一層の削減。

基本方針2、受益者負担の原則の徹底。

住民一般を対象としたサービスやナショナルミニマム確保のサービス、地域社会全体で負担すべきものを除いては受益者負担の原則による住民負担の公平性を最大限に確保する。

基本方針3、歳出構造の抜本的転換。

限られた行政資源、人、物、金で最大の効果を発揮するため総花的な事業展開から脱却し、事務事業の優先性や行政関与の妥当性を検証しながら真の必要分野への重点配分。

基本方針4、行政組織のスリム化。

単なるコスト削減だけでなく、行政から民間業者への転換を図り、行政サービス提供の原点に立ち返った協働の町づくり。

収入役は既に廃止、公用車の削減と総務課の一括管理、指定管理者制の導入による内部事務の軽減は実施されています。町長、議長のあいさつで、国の地方財政計画への非事と行革への楽観的な言葉とは対照的に、事務方の将来の財政基盤の安定を見据えた熱心な説明を受

けました。

2日目の研修は、矢祭町を視察いたしました。

矢祭町は、東北の最南端、茨城県との県境に位置して、冬でも積雪はほとんどなく、穏やかな気候に恵まれたところでした。昭和の合併の歴史に翻弄されながらも、かたくなに守り続けた郷土矢祭の基本理念があり、隣接した村を分村し、さらに激しい対立が起きた歴史を踏まえ、2001年、平成13年10月31日の臨時議会におきまして、議員提案による市町村合併をしない矢祭町宣言を全会一致で議決されています。

その趣旨は、合併そのものを否定するものではなく、歴史と実情を踏まえた選択であり、当時は衝撃的なニュースとして全国を走り抜けたことは周知の事実であります。

大切なことは、合併するか否かではなく、その先にある町づくりが基本であります。佐賀県とは違って、福島県は合併のパターンは示さなかったため、合併をするのもしないのも同じく支援するという県の姿勢が打ち出されたことが宣言をする一番の心強さであったと思います。

小規模自治体にとって財政運営の将来見通しは最重要課題であり、今後、地方交付税が大幅に削減される中で、歳出抑制の努力がなければ、財政破綻に追い込まれることは当然であります。財政シミュレーションの綿密なものはありませんでしたが、矢祭町ではインフラ整備が完了しているため、今後は公共事業に優先順位をつけ、集中実施を避ければ、公債費の支出も減少することから、行財政改革で乗り切っていける試算でありました。

17年度の財政確保の考え方の矢祭方式は、標準財政規模21億円を標準的な行政サービスを行うための一般財源とすると、町税6億円と使用料、各種交付金、諸収入3億円の自主財源を差し引いた残り12億円が依存財源としての必要な一般財源となります。

今後、さらに歳入の減少を予測し、経常一般財源支出の大きなウエートを占める人件費を中心に、物件費、補助費、繰出金などで1億円削減し、経常経費に充てる一般財源を一層減少させ、地方交付税などで12億円確保することができれば、標準的行政サービスは可能になるという考え方があります。

人件費の削減内容については、特別職を含む77名、給与総額758,000千円、これを5年後、60名で給与費550,000千円、201,000千円削減予定です。さらに、議員数が18から10へ全会一致で削減され、31,000千円の減、16年度から収入役を置かないことから13,000千円の減、嘱託職員28名削減し、81,000千円減、デイサービスセンターや給食センターの民間委託で15,000千円の減、補助金、負担金、委託料見直しなど全体で201,000千円の減など経費削減されています。また、公債費も17年度がピークで年々50,000千円減少する試算です。

改革内容については、事務事業改善検討委員会で議論を重ね、職員みずから財政に対する危機感があり、事務レベルでの改善はすべて自前主義で経費削減し、作業は全体主義で効率化を図り、16年度から予算編成に反映されています。

総合計画の理念は「元気な子どもの声が聞こえる町づくり」で、行政改革の成果を未来を担う子供たちに還元していく計画であり、中学3年生の夢をのせた学校行事として、全国初の海外研修旅行も実現しています。また、事務レベルでの改善努力で削減された経費を少子化対策など次代を担う子供たちのために使う声が職員みずから出され、根本町長は17年度次世代育成支援地域検討会議を経て赤ちゃん誕生祝金事業として3子目に1,000千円が支払われ、町民の明るい話題となっているそうです。

さらに、自立を目指す町の生命線は人口増であるとして、自主財源確保のための施策として、矢祭ニュータウン274区画のうち226区画が販売され、平成15年12月第3工業団地に国内最大大手空圧機器メーカー2,000人雇用のSMC社と調印されました。これによって定住化への期待と5億円の増収が見込まれ、町誘致企業の業績好調から法人関係の伸びが大きく、0.22で推移していた財政力指数が0.3以上になっています。

矢祭町は、15年8月から行財政改革の助走期間としてスタートしていますが、一般的に行革イメージは、経費削減や公共料金の値上げ、行財政サービスの低下が連想されますが、町職員の基本姿勢を改革の中心に置かれています。平成22年職員50人体制を自然減で目指し、7課1室を5課1室に、係長制を廃止してグループ制にすることによって小回りをきかせた窓口業務は、午前7時30分から午後6時45分までとし、フレックスタイムによる年中無休365日の業務開設がなされています。

山間部住民のために職員宅を出張役場制の導入、税金の滞納整理は全職員が実施し、戸別訪問で納税計画を立て、成果が上がっています。平成16年度から用務員制度を廃止し、全職員で毎日ローテーションによる庁舎内外の清掃が実施され、庁舎清掃のぞうきんがけから1日の業務が始まり、木造の築40年の庁舎は輝いておりました。

このような町にあっても、行革目標を掲げ、実現することを前提に課題を明確化し、スピーディーに高いハードルを越えています。

今、行革待ったなしのときであり、矢祭町にできて太良町にできないことはない、小さくても輝く町を目指して意を強くした研修でありました。

以上、総務常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（坂口久信君）

以上で総務常任委員長の報告が終わりました。

日程第2 経済常任委員長報告（所管事務調査）

○議長（坂口久信君）

日程第2. 経済常任委員長の報告を求めます。

○経済常任委員長（竹下武幸君）

平成17年12月の定例議会におきまして付託されました所管事務調査につきまして、経済常任委員長の報告をいたします。

経済常任委員会では、去る1月25日から27日までの3日間、視察研修をいたしました。

今回の研修は、平成17年10月7日の所管事務調査の後段として、大浦漁協の竹崎カキ養殖に関して、先進地の三重県鳥羽市のカキ養殖と、漁師の館で魚介類の加工をするとの構想がありましたので、同じく三重県紀北町の紀伊長島町商工会のJAPANブランド事業の取り組みを研修いたしました。

まず、1月25日にカキ養殖の研修を行いました鳥羽市の概要であります。三重県の東の端に当たり、志摩半島の北半分を占め、伊勢湾を臨む波静かな美しいリアス式海岸で、沿岸漁業、ノリ・ワカメ・カキ養殖など多様性に富んでいます。面積は107.92平方キロメートル、人口2万4,000人ぐらいで、温暖な気候風土に恵まれ住みよいところであり、観光客も年間500万人弱ぐらい訪れています。

同市には「浦村カキ」というブランドのカキがあり、このカキの養殖は昭和2年、垂下式養殖で50台のイカダで始められたそうです。現在1,250台のイカダがあり、そのほかに種カキ用として800台あるそうです。稚貝は宮城県方面から購入されており、竹崎カキと同じだと思われます。

1台のイカダは7.2メートル掛け5.4メートルあり、5台で1セットになっていて、1台のイカダに7メートルのロープを150本から180本下げて、1本のロープに22枚ぐらいのカキを養殖しておられます。

10月中旬から11月上旬に種苗を購入し、11月から12月に稚カキのつり下げ作業、12月から5月まで仮づり、本養殖を行い、10月から3月までが出荷時期です。これに対して、竹崎カキは稚カキから出荷できるまで七、八カ月と短く、商品化できる要素、余力は十分持っていると考えられます。

鳥羽市は「浦村カキ」「鳥羽カキ」としてブランド化に努め、食用殻付カキとして東京市場へ出荷を開始されていますが、食の安心・安全の原則で昭和45年から浄化システムを取り入れ、現在の浄化海水は、ロッキード社の紫外線によるシステムで行い、最低18時間浸水することを生産者全員が徹底して行われていました。浸水されたカキには「浄化・殺菌海水18時間以上」と書いてあり、三重のカキとしてカキ安心システムのマークがつけてあります。

今後、竹崎カキも食の安心・安全を基本として、海水を浄化、殺菌し、ブランド化に努め、同時にカキ祭りなどイベントも開催して、おいしさのアピール、宣伝に努めてもらいたいと思います。

次に、26日は同じ三重県の紀北町の紀伊長島町商工会のJAPANブランド事業について研修をいたしました。

紀北町の概要は、平成17年10月11日に旧海山町と旧紀伊長島町が合併して誕生しています。商工会の合併は平成18年4月1日の予定です。

紀北町は三重県の南部に位置し、面積257平方キロメートル、人口2万800人ぐらいの

町です。地形は、大台山系から連なる急峻な山々と熊野灘特有のリアス式海岸に囲まれ、平野部が少なく9割が山林です。1次産業も、林業と漁業、それにあとは製造業、卸小売業、サービス業が主なものです。

平成16年4月、熊野古道が世界遺産に指定され、地域の特色を生かした取り組みが必要とされています。

私たちが訪れた紀伊長島町商工会は、昭和62年に異業種交流の「ギョルメクラブ」という任意団体から発足していますが、それ以前の昭和53年から昭和61年までは再建団体になり、自己改革が必要になったそうで、職員2人をやめさせるより、もうけようと努力され、数々の事業に取り組み、今日のJAPANブランド事業に至っておられます。

JAPANブランド事業とは、簡単に言えば、その土地でとれたものを製品・ブランド化して、全国、海外のマーケットでも通用する商品を商工会などと連携し、数々の事業と組み合わせを行うプロジェクトを総合的に支援する事業です。

紀伊長島町は魚の種類豊富なところで、水産業は古くから鮮度のよさと独特の製法で漁業関係者から高い評価を得ていました。一次産業と観光が連鎖し合う豊かな食の町として、豊富な旬の食材、アジ、サバ、サンマ、イワシ、サワラ、イカ、タイ、ヒラメ、イサキ、カツオ、ボラ、ブリ、ウツボ、地ダコ、マンボウ、アオサ、天草など、海の魚だけでも数えきれないくらい多いのです。それらの背開きは、鮮度の証として干物にしておられます。

商工会が以前から経営支援・指導を行っている地元の食品製造販売業者が、平成13年4月「冷凍真空ワンパッケージひもの」の開発を機に、個食商品拡大の促進活動を進め、さらに、平成14年10月「三重県ブランド候補優秀賞」を受賞されました。それも個食対応型真空個包装で、開封後は食べ残しを出さない、食べたいときに食べたいものを配慮で食べ切れるように考えてあります。平成16年9月には上海国際食品見本市に出品され、香港のシティースーパーでも1万点試験販売されています。

補助金のための事業でなく事業のための補助金として有効に活用され、名物づくり事業計画の中に食べ切りサイズを考えたり、冷蔵品から冷凍品へ、小家族化の現状から少量多品目へ、しかもファッション化も取り入れ、焼いたらこげになるのであぶりにするなど、いろいろなアイデアを取り入れていました。また、何もないからと客が減少していた民宿などでは、内容がどこも同じで金太郎あめみたいになるので、キャッチフレーズのネーミングや内容なども考えて看板を作製したり、その店、町の顔づくりを大切にしたり、JTBの「旅」に掲載したりとリピーター主義に徹して3年以上をかけて名物づくり事業計画をされていました。

国内だけでなく海外も視野に入れ、スローフードからファストフードへと、これも現在の動向とは逆の発想であります。このようなことは仕掛け人、すなわち、よきリーダーがいることが必須条件であり、そのリーダーが西村商工会事務部長でありました。

西村部長に若い人がついてくるようになり、1年、2年と協力の輪は広がっていったそうです。

西村部長の説明は、自分の足跡であり自信に満ちあふれていました。

太良町にも利益を生む事業として有明産の魚介類、農産物があります。この特産品を加工して太良ブランド品を目指してほしいものです。

現在の各種組織の中へ一石を投じるリーダーを我が町にも求められており、またリーダーの育成が課題と考えます。その波に乗る人々が出てきてほしいことを願ひまして、経済常任委員長の報告を終わります。

○議長（坂口久信君）

以上で経済常任委員長の報告が終わりました。

日程第3 建設常任委員長報告（所管事務調査）

○議長（坂口久信君）

日程第3. 建設常任委員長の報告を求めます。

○建設常任委員長（田崎 誓君）

議長の命により、建設常任委員長の報告をいたします。

平成17年12月の定例議会におきまして、議長発議で付託されました所管事務調査について、本委員会は2月13日から15日までの3日間、視察研修を実施し、2月20日に事後研修を行い、各委員の研修成果を集約いたしましたので、その結果を報告いたします。

今回の視察目的は、合併をしないで自立の町を決定した自治体がどのような計画で今後の町づくりに臨んでいるのかを研修するため、鹿児島県瀬戸内町を視察研修いたしました。

瀬戸内町は奄美大島の一番南に位置し、人口1万1,651人、世帯数が5,052戸で、人口は我が太良町と変わらない町であり、55の集落で構成され、無人島を入れると七つの島がある町です。面積は239平方キロメートルで、太良町の約3倍ありますが、87%が森林で占められています。

産業は、1次産業を主体としていて、特に周辺海域の好漁業に恵まれた水産業はカツオ漁を中心として栄え、現在はそれに加え、真珠、タイ、フグ、黒マグロなどの養殖業も盛んに行われています。

農業は、過疎・高齢化の影響を受け、不振の状態ではありますが、土地改良事業等により農地の集団化が図られ、地域の特性を生かした果樹、輸送野菜、花卉などの生産も年々増嵩してきているそうです。

工業は、黒糖、キビ酢、黒糖しょうちゅう、大島つむぎなどの製造が行われていて、観光産業については、恵まれた自然資源を活用した海洋型の観光を展開しており、イベントとして全国的に定着しつつあるシーカヤックマラソン大会などを通じて観光客も増加の傾向にあり、全体的に活力のある町と感じました。

さて、視察内容は、厚生労働省が進める地域雇用創造支援事業の先進地としての取り組みと、港湾、漁港、住宅整備についてであります。

まず、地域雇用創造支援事業について報告いたします。

この事業は、地域の雇用創造に自発的に取り組む市町村などに取り組みを促進、支援することを目的に実施するもので、地域雇用創造バックアップ事業、地域提案型雇用促進事業、いわゆるパッケージ事業、地域創造助成金事業の三つの事業から構成されており、瀬戸内町では、パッケージ事業で地域再生計画の認定を受け、漁協や商工会、近畿大学水産研究所奄美事業所など13の構成団体でなる瀬戸内町地域雇用創造促進協議会を立ち上げ、委託事業として実施されており、主な対象事業として雇用創出メニュー、能力開発メニュー、情報相談メニューの三つが中心となっています。

事業内容は、一つ目に、水産業参入に係る人材育成・雇用創出として、県外の先進的な水産専門機関への就労希望者を派遣し、研修を実施、また、経営コンサルにおける運営面における講習会、研修会を実施し、人材の育成及び創造者育成支援を行う。

二つ目に、観光業参入に係る人材育成・雇用創出では、総合ターミナルビル内における黒マグロレストラン創業に伴う専門の料理人育成のための先進地研修、及び観光・山林・渓谷・文化専門ツアーガイド育成事業やシーカヤック専門ツアーガイドを育成する。

三つ目に、健康産業創生に伴う人材育成・雇用創出では、タラソテラピー創業者の育成支援事業、インストラクターの育成事業を実施するようになっており、雇用創出効果として、3年間で75名、委託事業経費は17年度分で12,000千円となっています。

この事業は単年度2億円までの上限が制定されており、認定を受ければ町の持ち出しもなく有利な事業であり、太良町としても何らかの取り組みができないものかと感じたところでもあります。

次に、港湾・漁港事業では、瀬戸内町の中心である古仁屋漁港は第4種漁港で、複数の船舶が複合的に利用されている拠点港であるものの、現在では、利用船舶数に反して施設が不足し、漁港としての本来の機能が低下しているとのことでもあります。

そのため、各種定期船、貨物船は施設の併用を余儀なくされ、野積場使用での貨物、砂利等の影響により、利用者や周辺を悪化させる問題とあわせて、漁船や遊漁船の利用区分が図れず、漁船漁業の阻害要因となっているとのことでもあります。

このような観点から、社会情勢の変化に伴い、本来の漁港機能だけでなく、多目的に機能にすぐれたアメニティー豊かな活力ある「新たな港コニヤ」づくりを目指した古仁屋漁港活性化構想（コニヤ21プラン）が策定されています。

基本方針では、観光・物流ゾーン、水産・漁港ゾーンと区分し、第9次漁港整備長期計画の漁港修築事業などで平成4年度からスタートして、現在整備促進中で、総工費は130億円、国、県が80%補助し、20%が町負担とのことで、そのうちの75%が過疎債とのことでありま

した。

この事業は、港のまち奄美大島の観光拠点港ならではの交流施設として、町の浮揚と商工業の振興、発展に向けた期待がかけられているようでございます。

次に視察した加計呂麻漁港は、定期船対策として実施され、平成14年度から平成18年度まで 280,000千円の事業で整備が進んでいて、建設効果としては、古仁屋港からの定期船の燃料代が1航海、約53千円、現在は原油高騰のため約60千円かかっているため、この漁港が完成するとかなり近くなり、年間 6,000千円から 7,000千円の節約ができるとのことであります。

次に、黒マグロ養殖場では、1頭70から80キロの黒マグロが 7,000匹も養殖されており、キロ3千円程度で売買されていて、中国にも輸出しているとのことであり、外貨を稼ぐ産業ルートとして将来が期待できる事業であります。

また、値段等の関係から地元で食すことができない問題も地域提案型雇用促進事業の一環として料理人を養成し、コニヤ21プランによる黒マグロレストランの創業など、一石二鳥も三鳥も絡めた事業を推進していることに感服した次第であります。

住宅整備事業では、町営住宅は昭和40年代建設が多く老築化が進んでいるとのことで、定住促進としてマスタープランを作成、84戸整備するよう計画され、平成14年度から平成15年度に18戸、平成15年度から平成16年度には22戸建設し、残り44戸となっているとのことであります。

現在建設中のコーラルタウン船津は、鉄筋コンクリートづくりの6階建てで、20戸のうち8戸がシルバー住宅となっており、緊急通報システムが設置され、入居者の安全が確認できるようになっています。家賃は当初20千円程度から徐々に上げていくとのことでした。

建設に伴う財源は、県の補助金が50%で、あとは町費（起債）とのことでした。しかし、今年度から県の補助率が45%に下がり、今後も未確定とのことであり、先行きを心配されておられました。

また、最後に瀬戸内町の御厚意で国道のバイパス改良工事を見学させていただきました。名瀬へ向かう国道58号線は、急峻で落石等が頻繁に起こり、住民生活に影響を及ぼしているため、延長 6,580メートルを改良しているとのことでありましたが、この工事は周辺の環境保護にも力を入れており、生態系の分断を避けるため、トンネルや橋梁形式を採用しているとのことでありました。また、重要な植物は移植し、小動物のために側溝を整備するなど周辺環境の保護にも積極的であり、非常に感銘を受けました。

地球規模での環境保護が叫ばれている今日、行政でもあらゆる分野で環境を考えた建設事業を進めていくべきだと痛感したところであります。

以上、瀬戸内町の視察を終えて感じたことは、町長初め、議会が一丸となった町づくりが展開されているところであり、また、担当職員一人一人が課せられた責任に対し、行政の

ノウハウを生かしながら研さんと努力を重ね、町づくりに臨む意欲ある姿勢を強く感じました。

最後に、余談ではありますが、この視察前日にも瀬戸内町の町長さんと議長さんがあいさつに訪れてくださり、早速、お互いの町政全般の課題等について激論が交わされました。

特に全国的に一番の問題である嫁不足については、お互いの交流を図ることが確認され、所期の目的以上の成果が上がりました。ぜひ実現されるようお願いし、建設常任委員長の報告を終わります。

○議長（坂口久信君）

以上で建設常任委員長の報告が終わりました。

日程第4～第6 議案第23号～議案第25号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第23号 太良町国民保護対策本部及び太良町緊急対処事態対策本部条例の制定についてから、日程第6. 議案第25号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3議案を一括議題といたします。

質疑の方は議案番号を言ってから質疑をお願いいたします。質疑の方ありませんか。

○3番（浜崎敏彦君）

この法案は平成16年の9月に制定されて、佐賀県でも17年度に計画が作成されたと。それに伴って18年度、この市町村でも制定をするよう義務づけられたという内容説明だったと思うんですが、これは23号ですけれども、この条例の中に本部長とか副本部長とか本部員、それに職員、書いてあるんですが、まだ本部長とかそういうのは決定されておられないのか、それとも条例改正の際よくある、後で規則の中で記載しますというような方法をとっておられるのか、質問いたします。

○総務課長（佐藤慎一君）

お答えします。

まず、議案第23号の対策本部に関しては、これについては武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法、法律の中で対策本部の組織が明言されております。国民保護法第28条第1項によりまして、県の場合は、本部長は県知事、町の場合は、本部長は市町村長と規定されております。また、同じく第4項で、町の本部員については、1号本部員が助役、2号が教育長、3号が消防団長、4号は市町村長が職員の中から任命するというふうなことで明確に規定されておりますので、条例ではしておりません。

また、国民保護協議会についても同様で、第40条で会長は市町村長をもって充てるということで明言をしております。また、委員については、1が指定地方行政機関の職員、2が自衛隊の職員、3が都道府県の職員、4が市町村の助役、5が教育長及び消防長、太良町の

場合は消防吏員とか消防長がございませんので、消防団長と。それと、6が市町村の職員、助役、教育長以外の職員、7が指定地方公共機関の役員または職員、8が国民の保護のための措置に関し知識または経験を有する者ということで、法の中で規定してあります。

○3番（浜崎敏彦君）

そしたら、もう1点ですが、これを制定することによって費用的な面は大体どれぐらい、何も発生しないんですかね。

○総務課長（佐藤慎一君）

お答えします。

今の段階では、いろいろな形で事前にコンサルティング業務なんかの照会はあっております。ちなみに、参考までですけど、幾らぐらいかかりますかということでお尋ねしましたところ、コンサルタントから、いわゆる国民保護計画書をつくらばいかんけん、冊子代、印刷代まで含めて6,000千円程度ですよということでは言われましたけれども、今の段階では、消防庁から市町村モデル計画ということで、そういうふうなモデル計画書が策定されております。一応、県の方も2月に県議会に上程されておりますので。

それと今回、先ほど申しました協議会の委員の中に県の職員とありますけれども、事前の担当課長会議の中で、県庁の消防防災課の職員をぜひ県の職員として入れてくれと、自分たちは県の計画を策定する段階で1から10まで参画しているから、市町村の計画を立てるときには、ぜひ県の職員としては市町村の消防防災係の職員を入れていただきたいということで申し出はあっております。

○3番（浜崎敏彦君）

今の答弁で概略6,000千円ほどという説明を受けたんですが、この費用に関しては、もう町の単独費用なのか、それとも国、県からもある程度の費用を補助的な感じで出していただくような形になっているのか、まだはっきりしていなければいけないで結構ですから。

○総務課長（佐藤慎一君）

お答えします。

費用については、今のところ、うちは自前で印刷を考えておりますので、要となれば、紙代、印刷製本代かなと思っております。この点については必要最少限の経費でおさめたいと思っておりますので、今のところ交付税措置があるのかどうかというのはちょっと把握しておりません。

○13番（下平力人君）

23号ですけど、これは第1条から第7条まで上がっておりますが、この第1条に、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律ということになっております。この武力攻撃が実際なされたとき、その対応ができるのかという不安がございますので、その辺の手順とか内容について説明をいただきたいと思います。

○総務課長（佐藤慎一君）

実際、武力攻撃が行われたとき、あるいは起こりそうだというときに、この対策本部の設置の指令は、内閣総理大臣から県知事、県知事から市町村ということで、対策本部を設けなさいということで、実際の伝達機関はそういうふうになっております。

それで、武力攻撃が行われたときはもちろんですけど、どうも行われるんじゃないかと予測ができるような状態になれば、もう武力攻撃事態ということで判断をされて、その場合は、基本的には我々は戦争放棄ということで憲法でうたわれておりますので、それに対処するというのは、結局、この国民保護法というのは、避難の誘導とか、災害の最小限の措置をするという法律ですから、その準備のために連絡室とか対策本部とかというふうに、災害と同じような形で、本部の設置は順次そういうふうな形になろうかと思えますけれども、実際に攻撃を受けたときにどういうふうな対処をしようかというのが、今から太良町の国民保護計画ということで策定するわけですので、詳しくはちょっと私の方でも今はわかりません。

○13番（下平力人君）

そういう場合に、いわゆる避難場所等も必要だと思いますが、その辺もこれから考えていくということと、それから、今おっしゃった国の中枢、中央のところ、こういうところについてはいち早く情報が国から流れてくるというふうな感じがしますが、逆にこういう地方から始まった場合に、その連絡等は早急にできるのかどうか、その辺をお聞かせください。

○総務課長（佐藤慎一君）

お答えします。

議員御指摘のとおり、太良町に避難場所というのが実際にあるのかと。この概要では、分厚いコンクリートで覆われた建物に避難をしてくれというふうな形になろうかと思うんですけども、その施設自体を探すのが太良町にとっては非常に難しいと。外国なんか進んだところは核シェルターなんかがありますけれども、今からつくいよったけんで、到底、費用的にも莫大なものがかかるということで、今後、その国民保護計画の中に、具体的に言えば、盛り込まれるというか、いろいろな専門家の意見を聞きながら、太良町の実情に応じた避難場所を選定するしかなかなかろうかと思っております。

それと、先ほど御心配のとおり、実際に中枢部がやられたときの通信手段ということで、国が考えておられるのは、全国瞬時警報システムということで、衛生通信を利用した形で、まだ今テスト段階ですけれども、直接飛ばすというふうな措置をとるように、整備内容は18年度中に津波警報等の運用を開始されますので、そういうふうなテスト期間を過ぎて実施になろうかと思っております。

○12番（山口光章君）

国民保護法の制定ということですが、けさほどの西日本新聞で、唐津市が市民メールですか、災害とかの情報を送るメール、市民メールを普及されたという新聞記事が載って

おりました。現在やはり、このメールの普及といいますか、携帯の普及ですか、これはなるべく利用した方が今から先はいいのじゃないのかなというふうな気もいたします。それで火災の情報、災害の情報、地震の情報、あとレスキュー隊の出動のそういった情報などを各市民に提供すると、もういち早く教えられる方法をとっていこうというふうな唐津市の考えで、以前、坂口祐樹議員ですか、消防のああいうふうな災害のメールなどを普及させた方がいいんじゃないかというふうな、ああ、なるほどなと思いましたがけれども、やっぱり、もう時代の流れで、この国民保護法に基づいて、こういう機会にそういったことでも考えていくべきではないかと思えますけれども、そこら辺のあれはどうでしょうか、太良町独自といいますかですね。

○総務課長（佐藤慎一君）

お答えします。

議員おっしゃられるとおり、先日の一般質問でも坂口祐樹議員からメールの件については要望等があります。これについては、実はあす消防の幹部会がございますので、そういうふうな要望があるということで部長さんたちに紹介をして、早速、消防についてはそういうふうな形でとりたいと。

国民保護協議会については、協議会の中で、そういうふうな議会での意見があったということで紹介をしながら、取り入れる方法はどうか分かりませんが、そういうふうな意見は意見として承っておきたいと考えております。

○8番（末次利男君）

確認のために質問をさせていただきます。

今回の国民保護法というのは、武力攻撃の事態、有事の際を想定した法律と思います。

実は、太良町には災害対策基本法に基づいた組織、条例がございまして、防災会議条例、それと組織の違い、構成メンバーの違い、その点はどうなっておりますか。

○総務課長（佐藤慎一君）

お答えします。

基本的に、先ほど浜崎議員の質問にお答えしたとおり、今回の協議会の委員のあれについては法律で規定されておりますけれども、解釈として、対策本部員は市町村長の裁量に任せられておりまして、必ずしも法で規定したとおり委員の選任はしなくてもよいというふうな判断が出されております。太良町の場合は、ある程度、先ほど末次議員言われたとおり、防災会議の委員の名簿と若干重複する部分は出てくると思います。

災害対策本部については、毎年危険箇所等のパトロールを行いながら災害に備えるというふうな形でっておりますけれども、防災会議自体は、ここ数年開かれていないというのが実情でありまして、今後はこの協議会とあわせて同時的に開催をしていかなければならないかなとは考えております。

○15番（田崎 誓君）

ただいまの24号の2条に……（「23」と呼ぶ者あり）いや、24号ですよ。24号の2条に、今課長の答弁においては、その20人の中に県の職員を入れるというようなお話をいただいたわけですが……（発言する者あり）とにかく25号までやけん。

だから、県から何名入れるのか、そして県のほかに太良町から何人入れるのか、入れるとしたらどのような人を選定するのか、そういう選定というのをだれがするのか、県がするのか、あるいは町長がするのか、それはどういうふうに、県が何人入って、町民の人を選ぶとしたらどういう人を選ぶのか、その辺の御説明をいただきたいと思います。

○総務課長（佐藤慎一君）

市町村協議会について、20人以内としましたのは、先ほどの末次議員の質問でもありましたけれども、太良町の防災会議、このメンバーを参考にしております。今の段階で想定しているのは、委員としては、会長は法律で町長ということになっております。その他、委員の指定が、助役、教育長ということで、あと県の関係が消防防災課、及び鹿島土木、農林、この所長関係、それと鹿島の警察署関係、それと鹿島の消防署関係、地元では消防団長、あるいは区長会長、それと太良町の公共的団体のそれぞれの代表者、あと役場の職員で、大体20人以内で協議会の委員としてはおさまると思っております。

また、委員については、これも法律で町長が任命するというようになっております。

○15番（田崎 誓君）

それでは、その委員長というのは、太良町の場合は町長が委員長になるということですか。そういうことでしょうか。

○総務課長（佐藤慎一君）

はい、御指摘のとおりです。

○7番（恵崎良司君）

武力攻撃事態等ということですが、こういうのは一番あってほしくないことですが、仮にどこの国からかわからんですけれども、武力による攻撃があった場合、どういう形かわからんですけれども、我々町民は守るちゅうても、武力も何も持たんし、恐らく第一義的には自衛隊の出動ということになるかと思うんですけれども、太良地区はどこの自衛隊が一義的には守っていただけるのか、その辺のところはどうなっておりますか。

○総務課長（佐藤慎一君）

お答えします。

今のところ、そういうものも含めて検討すべきだと思っておりますけれども、太良町の国民保護計画書の中に盛り込まれると思いますが、災害の場合は、基本的には久留米の駐屯所に派遣要請をしております。

○16番（中溝忠喜君）

今回の条例が、太良町国民保護計画、これを作成して臨むというようなことでございますが、これは大体18年度いっぱいで作るのか、あるいは19年度にもまたがってやられるのか、こういった計画の中にいろいろな組織の分担があると思うわけですが、その辺の見通しはどのようなふうにしていかれるのか。

○総務課長（佐藤慎一君）

お答えします。

一応、自前で作るわけでありまして、基本的なスケジュールと言えるかどうかわかりませんが、事務局の想定では、6月か7月いっぱいぐらいまでに素案、こういうものをつくり上げて、それを協議会に諮問できたらと考えております。最終的には来年の3月議会に報告というふうな形で考えております。

○16番（中溝忠喜君）

私は、この条例は当然つくるべくしてつくらなければならない危機管理体制だというふうに思っているわけですよ。それで、日本が武力攻撃を受けたというようなことになれば、その危機管理の受け皿として、どのような組織と、どのような取り扱いで臨むのかということは、当然この条例の中に示していかなければならない姿だと思うわけですが、今の時代を考えてみますと、これはもう一触即発というような、非常に危険性の高い時代の中であって、今の学校の安全にしてもその脅威の標的になって、学校でさえも通学の問題でボランティアパトロールをしなければ、なかなか生徒の安全が保たれないというようなことは、私たちの過去の常識でもってばかり知ることのできない、これは異常事態なんですよ。

このような時代の中に、世界的にテロが非常に蔓延しておるわけですから、報道の中には、日本もそのテロの被害に遭うんだというような、そういう警報がなされておるわけですから、私はこれについてひらめいたのが、2年ほど前だったと思うんですが、ロシアのある学校の体育大会を標的にして、そして周到なテロ計画を立て、この体育館を占拠して数百名の犠牲者を出してしまったというような、そういう生々しい映像を実際見てきたわけなんです。これを考えますと、いつ太良でそういったことが起こるともわからないし、これはどこで何が起こるかわからないというような状況の中にあるものですから、このことはなるだけ早急に立ち上げて、そして太良町の危機管理体制を万全にしていくと、できるだけ被害が起こらないように、また、起こっても最小限に食い止められるような体制づくりが大事だと思うものですから、なるだけ、ことしとか来年の云々と言わんで、実際それが稼働されるように一日も早く立ち上げることを願っておりますので、そのような決意でひとつ臨んでいただきたいと思います。いかがなものでしょうか。

○総務課長（佐藤慎一君）

お答えします。

御要望、御提言の点については十分理解できます。この策定については鋭意努力して、

慎重にまた検討していきたいと考えております。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決します。

最初に、議案第23号 太良町国民保護対策本部及び太良町緊急対処事態対策本部条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第24号 太良町国民保護協議会条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

最後に、議案第25号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

日程第7 議案第26号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第26号 太良町振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（浜崎敏彦君）

後期基本計画の策定に当たりということの説明を聞いたんですが、この内容的には知識経験者を応募委員にするという説明だったと思います。応募は大体いつごろからされる予定かということと、この基本計画策定の予定、これは大体いつごろからされる予定になっておるのか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

後期の基本計画は、平成19年の4月から平成24年の3月までということですので、平成18年度が前期計画の最終年度でありますので、その1年間をかけてまず計画を練るということです。

それと、応募については、この条例が通ってから、4月になってからできるだけ早い時期に募集をかけて、年5回程度の審議会を今計画しておりますので、その段階で早い時期に公募をしたいと思っております。

以上です。

○12番（山口光章君）

先ほどの浜崎議員の質問の中からですけれども、大体4月になってからと言いますけれども、この施行は4月1日からなんでしょう。だから、何かそういうふうな計画というか、大体ひな形的なことはもうされておるのかどうか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今、前期期間の最終年度が平成18年度でありますので、平成18年度に今までの前期計画の中身の検証と、それから平成19年度以降について計画を立てていかなくちゃいけませんけれども、庁舎内部で一応検討をして、そういう素案を出してから審議会に出したいと思っております。

○11番（岩島 好君）

この公募の委員さんの人数はどのくらいですか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

設置条例の中に、審議会の委員は15人以内で構成をするということしております。

ちなみに、町議会議員、教育委員会の委員、農業委員会の委員、町の職員、公共団体等の役員及び職員、それと今回、知識経験者を公募委員に改めるということになっております。

以上です。

○11番（岩島 好君）

いや、その人員は何人か聞いています。（「15人以内」と呼ぶ者あり）いや、15人以内は全体で決まるとるんでしょう。公募する人員。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

全体は15人以内ですけど、今回、公募委員は2名程度を予定しております。

○7番（恵崎良司君）

振興計画ということですので、ちょっと関連になるとは思いますけれども、今度のJRの経営分離問題との関連で、県との振興策検討会議等の位置づけといたしますか、その辺の関連はどのようなふうな位置づけになるんですか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

総合計画の中の一部分になるかと思えますけれども、ある程度のつながりはあるかと思えますけれども、これについては別の問題だということでもまずとらえて、県が出してくれる地域振興計画については、それはそれで受けとめていきたいと思っております。

○15番（田崎 誓君）

この議案は、大体15名という今説明があったわけですが、歳入の予算書の中では、63ページに280千円ぐらいしか上がっていない。これは15人でしたっや、議員もその中に含まれとるという話やけど、これを何回開くのかわからんわけですよ。15名で予算を280千円ぐらいでいいのかなという感じがするわけですけど、これはどのようなふうにとるわけですか。

○企画商工課長（岡 靖則君）

先ほどお答えいたしましたけれども、新年度予算のときにまた出てくるかと思えますけれども、町の職員が1名いますので、14名の5回ということで、そしたら金額は4千円の単価になっておりますので280千円ということで計上しております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決します。

議案第26号 太良町振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第 8 議案第27号

○議長（坂口久信君）

日程第 8. 議案第27号 太良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（浜崎敏彦君）

条例改正の場合がちょっと理解しにくい場合が多いんですが、ここに対照表をいただいているんですけどね。それを見たら、改正の方が簡潔にまとめておられるようなんですが、このところを具体的にですよ、ちょっと理解しがたい点があるものですから、わかりやすく説明していただくことはできませんか。

○総務課長（佐藤慎一君）

お答えします。

これについては、提案理由を読んでいただいた方が一番わかりやすいのかなという気がします。今回の勧告前には、従来、職員の昇給時期というのが4月1日、7月1日、10月1日、1月1日と4時期に分かれておりました。今回の人事院勧告でその昇給時期が1月1日の1回だけということでもとめられた関係で、育児休業から復帰した場合、例えば4月、5月ぐらいに復帰した職員の給料調整は、従来は7月1日の時期でしてございましたけれども、今回の人事院勧告でそれが1月1日になりますよという改正でございます。

○3番（浜崎敏彦君）

それでしたら、昨年、この育児休業をとられた方はいらっしゃいますか。

○総務課長（佐藤慎一君）

今2人おります。

○15番（田崎 誓君）

それじゃ、この休業された場合の給料はどういうふうになるんですか。

○総務課長（佐藤慎一君）

お答えします。

育児休業給付金ということで、共済組合から給料日額の4割程度の支給がなされます。

○15番（田崎 誓君）

それじゃ、育児休業の場合、これは女性が主と思うんですが、ここに女性で書いていないわけですがね、お産するのは女ですから。けど、これは男性でも休まれることになるわけでしょう、夫婦であれば。そういうことでしょうか。そしたら2人一緒にいいわけですか、もし職員が2人おってすれば、それはどうなりますか。

○総務課長（佐藤慎一君）

お答えします。

基本的には男女に与えられた権利でございまして、一遍にというのはちょっとできないかと思えます。

○16番（中溝忠喜君）

これは参考にお尋ねしますが、今回は育児休業の場合というふうな取り扱いになっておりますが、これは産休の場合も一緒ですかね。

そして、この中に当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなすというようなこととございまして、例えば、2カ月休業をすれば1カ月分は出勤したものとみなすというような考え方で取り組むのか、その辺の内容はどうなっておりますか。

○総務課長（佐藤慎一君）

お答えします。

産休の場合は有給休暇ですので、給料は支払われます。

育児休業の場合は休業ですので、その保障として休業給付金ということで共済から支払われるようになっております。

あと後段については、もう一回よかですか。

○16番（中溝忠喜君）

いや、私がおかしいのは、この2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなすというふうになつとるもんですから、実際問題として、例えば、2カ月した場合は1カ月間は勤務したというふうにみなされるのかどうなのか、そういうふうな調整の仕方を考えておられるのか、その辺がわからんもんですから。

○総務課長（佐藤慎一君）

お答えします。

この規定は、あくまでも1月1日という昇給時期が変更になったために、例えば、4月に復帰してもその期間は2分の1相当を――10月か11月ごろ、具体的な例から言えば、その場合でも1月1日に調整をするという解釈だろうと考えます。

○7番（恵崎良司君）

ちょっと済みません。わからないので教えていただきたいと思えますけれども、具体的には、最初にまず産休があるわけでしょう、お産の場合はですね。それから育児休暇になると思えますけれども、産休から引き続き育児休暇は最高どのくらい法的には認められとっておりますか。

○総務課長（佐藤慎一君）

育児休業の場合は最高3カ年ということで規定されております。（「いや、そいぎん産休から続けて……」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

恵崎君、手を挙げてください。恵崎君。

○7番（恵崎良司君）

今言われたとは、育児休業は3年ですかね。そいぎん、産休から引き続きということもできるわけですかね、お産のために何カ月か前から休んで。その辺をちょっと具体的に最高どのくらいの期間できるのか。

○総務課長（佐藤慎一君）

お答えします。

産前産後の休暇が6週間程度だと思うんですけども、産前産後の休暇が切れた段階で引き続き申請をされれば、それから最高3カ年間は休業申請によってできるということでございます。

○9番（竹下武幸君）

今産休の話が、子育てですか、あっていますけど、夫婦で2人はもらわれないちゅうごたる話ですけど、例えば双子だったり、極端に三つ子だった場合でも、あくまでも基本どおり1人なのかどうか。

○総務課長（佐藤慎一君）

お答えします。

先ほどの中溝議員に対する答弁がちょっと不明瞭であったため、そういうふうな形になっておりますけど、それについては後ほど勉強させていただきます。

○16番（中溝忠喜君）

いや、答弁の中でちょっと感じたのは、育児休暇、産休を一緒になしてした場合は、産休の場合は最高1年半はいいというふうに私は聞いておるわけですが、そして、この育児の方が3年間よかてすんないば、引き続き4年半になるわけですが、こういうような休暇のとり方も法的にはいいのかどうなのか、その辺の確認をひとつしておきたいと思いますが。

○総務課長（佐藤慎一君）

お答えします。

法律では3年というふうな形に規定されておりますので、それについてはちょっと調査をしてお答えしたいと思います。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決します。

議案第27号 太良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第28号

○議長（坂口久信君）

日程第9. 議案第28号 公聴会参加者及び議会の請求により出頭した選挙人その他関係人に対する費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○15番（田崎 誓君）

これは公聴会の参加者ですが、大体3級を2級に改めると。そしたら、職員並みの3級を2級にするのか。その辺の金額は3級で幾らなのか、そして2級で幾らなのか、職員並みならわかってですよ。けど、その辺がわからないから、その内容説明をいただきたいと思えます。

○総務課長（佐藤慎一君）

今回の改正は、人勤に基づく職員の給料表が8級制から6級制に変わると。従来3級としていたのが今度の新しい6級制で2級に変わるということです。金額的には従来のとおり750円の支給で変わりません。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決します。

議案第28号 公聴会参加者及び議会の請求により出頭した選挙人その他関係人に対する費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第29号

○議長（坂口久信君）

日程第10. 議案第29号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第29号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第30号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第30号 太良町乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（浜崎敏彦君）

この食事療養が除外されるという改正だと思うんですが、昨年、大体どれぐらい要ったのかという実績ですけど、そういう分析はされておられませんか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

平成16年度実績で、件数で 134件、入院された方の延べ日数で 590日、助成額が 460,200円になっております。

以上です。

○3番（浜崎敏彦君）

子育て支援の件で、前もちょっと言わせていただいたと思うんですが、これが法の改正ということで、県の見直しによって町も見直すという内容みたいなんですけど、この辺の子育てされておられる保護者の方が大変だということをいつも申し上げているんですけど、16年度実績で 460,200円ということで 134件ですか、1件当たり約40千円弱ぐらい負担されておられるんじゃないかということになると思うんですけど、これぐらい改正せんでそのままの現状というわけにはいかなかったんですかね。検討は十分されたわけなんじゃないですか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

介護保険と、あとの他の保険も入所時の食費の自己負担ということになっておりますので、県の方も入院時の食事療養費については助成の対象外とするということで制度の見直しをなされております。ということで、県下の市町村の情勢等を調べて検討をいたしました結果、ほとんど知っている限りの自治体では、県の制度見直しに伴って食事療養費の助成を対象外とするということをございましたので、こういうことで今回提案をさせていただいたところでございます。

以上です。

○8番（末次利男君）

今回、医療助成制度の食費を対象外にするという改正と思いますが、これは一般質問でも申し上げたとおり、医療費が今回子供に対しては高くなるということになるわけですが、具体的には1,170円ですかね、高くなるということですけど、この食費は大体幾らぐらいに想定されておるか。

それと、全体的に言えば、病院にお尋ねしますけれども、例えば、子供が風邪を引いて一晩入院したと、そして食事を1食食べたということで、医療費全体はどれくらいになるのか、窓口負担はどれくらいになるのか、お尋ねいたします。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

食費は大体幾らぐらいで積算をされているかという御質問だと思いますが、16年度の実績で割り返してみますと、1日780円になっております。

それから、2点目の一晩入院した場合の医療費はどれくらいになるかという御質問かと思いますが、それにつきましては私の方ではちょっとわかりません。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えいたします。

まず、議員がお尋ねの分については、全体の医療費の件ですか、食事療養費だけでよろしいのでしょうか。（「全部で」と呼ぶ者あり）ちょっと全部はですね、今のところ私はお答えかねます。資料を持ってきておりませんので、わかりません。

それで、現行の食事療養費については、1日につき1,520円をうちの場合はもらっておりますが、今度の改正によって、それは朝、昼、晩、1日あるわけですけども、今までは朝だけ食べても1,520円という請求をやったわけですね。ところが、今回の改正で1食だけやったら1食だけしかもらわないという、患者さんにとっては安くなるという方向に変わっております。

○2番（坂口祐樹君）

今の町民福祉課長の答弁で、医療費に関しては他の自治体も見直しをされているということですけども、2点お伺いをさせていただきます。

まず1点目が、これは3歳まで医療費の助成があるんですかね。そしたら、他の市町村に対象年齢の拡大をされているところがありますけれども、その議論をされたことがあるのかというのが1点。

また、3歳までの医療費、また3歳以降にかかる医療費、やっぱり3歳までの負担が大きいかから大義名分として3歳まで医療費を助成するのか、それとも何らかの国とか県の考え方でそういう条例がっているのか。例えば、3歳までは医療費がかかるのか、4歳以降はそれほどかからないのか、そういう統計というのは、病院事務長ありますか。

2点お尋ねをいたします。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

他の市町村が3歳以上の児童も対象としているということで議論を行ったかということでございますが、議論はいたしております。それで、幸いなことといたしますか、うれしいことに、現在、国の方で小学校就学前までの児童についての乳幼児医療費の引き上げというのが検討なされております。そういうことで、こういう厳しい財政状況の中ですので、期待を込めて見守っていきたいと考えております。

以上です。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

ちょっと済みません、もう一度御質問をお願いいたします。

○2番（坂口祐樹君）

これまで3歳までが無料、助成をしていたんですね。だから、大義名分というのがあるのかなのか。それと、3歳までが比較的医療費がかかるのか、4歳になればあんまりかからないのか、そういう統計。例えば、3歳まではよく風邪を引いたり、しょっちゅう病院にかかることが多いんですよ、けど4歳、5歳になるとそうでもないんですよ、そういう傾向というのがあるのかなというふうに思いますので、お尋ねをいたします。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

そういう統計はとっておりませんが、私の経験上は、やっぱり3歳まではかなり病気をやります。これはどこの家庭の皆さんも子供をお持ちの方はわかりだと思いますが、4歳を過ぎても、なおまだ結構病気をします。大体小学生の高学年のときから少なくなるという、そういうふうになっているんじゃないかと思えます。

○16番（中溝忠喜君）

今回のこの助成問題、乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部改正なんですが、これは大体、去年の10月から診療報酬の改定で全部自前負担というような改正がなされておりますので、一般的には通念としてこれは当然負担をしなければならないわけでしょう。ところが、

この乳幼児関係はこういうふうにやってきたというのは、これはそれぞれの市町村の考え方として県下でもまちまちやってこられたと思うんですよ。

それで、私はこの予算をひもといってみますと、17年度で大体予算計上は10,820千円なんですよ、医療費の負担がですね。ところが今度の対象は、入院の乳幼児の食費関係ですから、これはわずかなもんで思うわけですよ。こういう状況の中で財政的に非常に厳しいということはわかります。しかし、こういったことこそ、やっぱり、県がそういうような対応をしたからというようなことではなくして、町独自のめり張りをつける気持ちと、少子化に対する幾らでもそういう配慮をして臨もうという町の姿勢としては、これは考えていくべきじゃなからうかというふうに思うもんですから、その辺の配慮はなかったのかどうなのか、町長としての裁量はいかなるもんかというふうに思うわけですが、どうでしょうか。

○町長（百武 豊君）

それは考えるべきと思いますけれども、大体施設等における方々は、年配の人であれば年金をもらったり等々の方が多いと。しかし、乳幼児の分については、子育て中の子供だから、本当はこれにはおっしゃるような意に沿いたいと思うけれども、今行政改革等の真っただ中、だから交付税がいかなるものか、それによっては対応をしたいと、そう思っております。

○7番（恵崎良司君）

今、16年度の実績が460,200円と言われましたけれども、17年度もあと何日かで終わりますけれども、現在のところ、17年度は幾らか把握されておりますか、件数と日数等。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えします。

17年度については現在集計がまだできておりません。（「全然」と呼ぶ者あり）はい。

○6番（吉田俊章君）

乳幼児の食事の問題ですけれども、先ほどの課長の答弁の中で、介護とかそういうことと一緒に並びというような考え方を答弁されましたけれども、実は介護については在宅というのもあるわけですね。今回のそういう国の見方にしても、在宅とそういう施設にかかわった者との差額があると。それで、できるだけ食事なんかは取るべきだというような考え方があったと思うんですよ。それと乳幼児の問題は少し違って、子育て支援になるかどうかはわかりませんが、大した金じゃないですから、しかし、そういうふうなことでは、先ほどの浜崎議員の意見にしても、中溝議員の意見にしても、そうだと思うんですよ。そこら辺についての議論はなされなかったんですか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

先ほども御説明いたしましたように、金額と3歳児未満、うちと同じような制度をとっておる自治体等を調査といいますか、聞き取り等をいたしまして、最終的には県の制度の見直

しどおりにうちの方も進めるということで決めまして、課の方ではそういうふうにして対応したいなということで考えたことを御理解いただきたいと思います。

○7番（恵崎良司君）

17年度は把握しとらん。できたら14か15年度ぐらいは、大体 460千円というのは町の規模からしたらわずかだと思いますので、できたら、こういう施策じゃなくて、従来どおりしてほしかったと私は個人的には思うんですけども、皆さんもそういうような感じと思うんですけども、14年度、15年度ぐらいは把握されておりますか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

医療費の助成額については、食事療養費を含めたところの……（発言する者あり）その分については、食事療養費の助成額については把握をいたしておりません。

以上です。

○11番（岩島 好君）

ほかの人からも意見が出ておるようですが、私もそのように思います。やっぱり今一番大事な子育て支援の中で、今課長が答弁したのを聞いていますと、ほかんところもしよらすけんとか、聞いたらしよっとか、ほかんところのしよごったこつばっかりしよんないば、何も太良の特色はないわけで、太良はこいだけなとんしよっよというとは出してもらいたい。後で出てきます議案については、私は賛成、ごもっともだと思います。これはやむを得んと。しかし、この乳幼児については、これはもう一遍検討をすべきじゃないかと、ここで。それで、今町長の答弁では、後でまたとか言われるが、一遍条例をつくってこういうふうにしてしまったら、後でということはなかなか無理だと思います。だから、もう少し協議をしていただきたいと、こういうように思います。

○助役（木下慶猛君）

今回の乳幼児関係は、今おっしゃったように、次に母子家庭とか身障者が来るわけですけども、最初、介護保険をつくる時には医療費が高騰したわけですから、介護に要ったわけですけども、介護の方でも在宅との問題がありまして、施設に行ったときの居住費関係までも負担してもらおうということで、食事はどこにおっても要るんだからということで、これで来たわけですよ。その流れがこう来とるわけですけども、先ほど言ったように、子育て支援という話がありますが、入院した者だけをターゲットにしていいかどうか、そこら辺からの関係もあるもんですから、町長は先ほど検討すると言ったと思いますけれども、こういう医療費だけでもいいかどうか。先ほど総務委員長の報告にありましたように、矢祭町は3人目は 1,000千円あるとかなんかとも聞きましたけれども、子育て支援というのは別の方法でも考えてもいいんじゃないかということも答弁したと思いますので、そこら辺は御理解願いたいと思います。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第30号 太良町乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第31号

○議長（坂口久信君）

日程第12. 議案第31号 太良町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第31号 太良町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第32号

○議長（坂口久信君）

日程第13. 議案第32号 太良町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第32号 太良町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 議案第33号

○議長（坂口久信君）

日程第14. 議案第33号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○14番（木下繁義君）

この限度額の40,000千円の内容を、16年度、17年度ぐらゐの間隔で御報告をいただければありがたいと思いますが、制度の利用者等について。

○農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

融資限度額の40,000千円の内容ということでございますが、資金の種類といたしまして、かんきつの経営資金、それから畜産の経営資金、それとノリ養殖の資金となっております。それぞれ1人当たりの融資限度額は1,000千円となっております。

以上です。

○14番（木下繁義君）

何人ぐらゐね、この分類によって実績をちょっとお知らせいただきたいと思います。

○農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

平成17年度で、これはノリ養殖関係で8,000千円、それから15年度、同じくノリ養殖関係で8,000千円、それから14年度はノリ養殖で8,000千円となっております。（「単位」と呼ぶ者あり）漁協の場合が個人単位じゃなくて漁協単位でなっております。

○14番（木下繁義君）

そしたら、今ノリ業の方の報告であったと思いますが、あとは、かんきつとか畜産の方は

全くないんですか。

○農林水産課長（金子武夫君）

ここ数年あっておりません。

○13番（下平力人君）

今説明を聞いておられますと、借る人が 8,000千円、7,000千円ぐらいだと、40,000千円あるのに対してですね。そこら辺のいわゆる査定といいたいまいしょうか、借り受けをするときの基準が非常に厳しいのかどうか、ほかにあってもそういう基準をクリアできなかったのか、その辺をちょっとお尋ねいたします。

○農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

畜産とかかんきつの場合は、個人単位で、限度額は 1,000千円ということではっきりしておりますけれども、漁協の場合が融資機関の農協の方で漁協単位で貸しておられるというようなことで、これを逆算いたしますと、8,000千円は 8 人というふうにとらえております。

○13番（下平力人君）

そのほかに申し込みがあっても資格を得られないというようなことで借れなかったという事例等はございませんか。

○農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

借りられなかった事例というのは生じておりませんが、漁協の場合は、農協の方が貸し付けを実行するに当たって、個人単位じゃなくて、漁協単位じゃないと貸しにくいというような判断で、漁協単位で受け付けをしておるといようなことでございます。

○16番（中溝忠喜君）

融資の貸付金については、大体何%の利子補給を現在のところ町はしているのか。この条例の中には 3.5%以内というふうになっとるもんですから、実際問題として、何%の利子補給をしているのか。

○農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

この条例、規則等では、貸付利率が 5.5%以内、それから利子補給が 3.5%以内となっております。現在実行しております返済金につきましては、貸付利率が 3.3%から 2.25%、利子補給が 2.3%から 1.25%、末端金利が 1.0%となっております。（発言する者あり）利子補給が 2.3%から 1.25%でございます。

○11番（岩島 好君）

今話を聞いていたら、かんきつ経営資金なんかは、結局、組合から、農協なら農協からこれを出さんと借れんちゅうことですか、その辺の貸し付ける基準というか、貸し付ける方法

をもう少し説明を求めます。

○農林水産課長（金子武夫君）

貸し付けの方法でございますけれども、この審査関係は、農協の方に融資機関を指定しております。そちらの方で資金の用途の適否、資金の額、時期の適否、償還計画の適否、こういうふうな件を農協の方で実施していただいて、農協が直接貸し付けを実行しているというふうなことでございます。貸付実行報告を町の方にいただいております。

○15番（田崎 誓君）

それじゃ、これがノリに 8,000千円ずつ何年か出したというような御答弁をいただいたわけですが、返済方法は何年でどういうふうになっているのか、そしてまた、その返済方法が順調にいつているのかどうか、その辺はどうなっていますか。

○農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

ノリにつきましては、据置期間が2年で、貸付期間が3年以内ということになっております。返済は順調にいつております。中には繰り上げがっております。

○6番（吉田俊章君）

先ほど漁協が借っていると、個人じゃなくてという話があって、それはなぜかという、農協が出さないと、そういう話がされたと思います。この果樹関係でも一緒でしょうけれども、個人が農協に金を貸してくださいと言った場合に、前の価格が下がったときの町の融資があったときも同じですけれども、非常に大事な用途、借りたい人にはそれだけ厳しい状況ですから、農協が貸せないと言うんですね。もし貸しても、前の金を入れろと。そして、前の借金をそれで入れますから別に何もメリットがないわけですね。そこら辺がこの40,000千円という金が動かないところじゃないかなという思いもするんですけれども、そこら辺はもう少し農協さんともですね。もしそういう場合があったときは、最終的に損失補てんを町がするわけでしょう。ですから、そこら辺はもう少し緩和していただいたら、もう少しかんきつの方にもいくのかなという気はしますけれども、どうでしょうか。

○農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

審査につきましては、今御指摘のとおり不良債権等の関係から大変厳しくなっているという現実がございます。

それから、救済に対する返済ですけれども、この条例によりまして、この融資金を救済の返済に充当してはならないというふうになっております。だから、そういうふうな柔軟な資金の用途を考えた場合、その件については今後検討が必要になってくると。現在は条例に基づいて返済に充てられないというふうになっております。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第33号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第34号

○議長（坂口久信君）

日程第15. 議案第34号 太良町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○14番（木下繁義君）

この公営住宅法の改正、また町の住宅管理条例の改正内容を見ると、公募によらない他の公営住宅への入居と、特定入居が可能となる理由の拡大というような説明でございますが、内容を詳しくひとつ御説明を求めます。

○建設課長（岩島正昭君）

お答えします。

これまで住宅に入居後に世帯人数の増減等の事情変更があった場合とということ限定していた入居事由を、入居者の世帯構成及び心身の現在の状況から見て事業主体が入居者を募集しようとしている公営住宅に既存入居者が入居することが適当である場合に特定入居が可能となったと。言いかえれば、これにより、入居当初から世帯人数に不相応な規模の住宅に居住している場合、子供が大きくなり現在の間取りでは不適當である場合、あるいは知的障害者が作業場に近い公営住宅に移転することが適当であると認めた場合に特定入居の対象となり得たということでございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第34号 太良町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第16 議案第35号

○議長（坂口久信君）

日程第16. 議案第35号 太良町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（竹下武幸君）

以前から消防団の10名以下ぐらいの部は合併してくださいというような要望というか、お願いしよったんですけど、2部と3部、また6部と7部の合併、これは以前、二、三年もうなるのかと思っておりますけど、この合併のいきさつといたしますか、その仕方、どういう条件だったのか。それから、現在の合併した後の部の状況はどういう考えですか。

○総務課長（佐藤慎一君）

お答えします。

先ほど御指摘のとおり、2部と3部の合併は平成13年4月、6部と7部の合併は平成16年4月ということになって、現在は2部と3部が3部、6部と7部が6部ということで、それぞれ格納庫については、杉谷、6部については古賀の方にございます。

基本的に、2部と3部については、いろいろな大会等々によって三谷地区というふうな形で歴史的なつながり、そういうものはかなり以前から部落間のあれはあったと。それによって、議員あたりからの御指摘、あるいは消防団自体での検討を重ねて合併できたという経緯がございます。

また、6部と7部についても距離的には、行政区自体が余りはっきりした境もなく、その後の事情によっては、団員数の減少、今後の新入団員の見込みが少ないというような事情を考慮して合併をされたと。今現在、二、三年経過はしておりますが、いずれも今のところ支障は聞いておりません。

以上です。

○9番（竹下武幸君）

私たちがただ外から見た場合、もう少し合併をしてもよか部があるんじゃないかということをおもっておりますけど、あとの推進の方については、消防団の幹部さんと話したら、やっぱり各部は各部でした方がよかけんというような答弁が以前あっておりますが、これは行政も指導してもらわんばいかんとですけど、各区が張りついとっけん、区長さんと部落を交え

て区と一緒にあってその辺の合併問題も進めてもらいたいと。こうして合併した部がスムーズにいられているということにおいては、確かに大変よかつたことだと思います。特に、10人以下では緊急の場合の出動は大変だという、今の職業柄、町内に残る人が少ない中でのことです。これは現実的に考えた場合にぜひ推進をしていただきたいということを思っておりますけど、それについての意見をお聞かせください。

○総務課長（佐藤慎一君）

お答えします。

この件については、たびたび議会等でも議論をしていただいております。今後、実はあす幹部会が開かれますので、議会でこういう意見が出ましたという紹介をかねて、また、区長会あたりも近々役員会等がありますので、これは言われたとおり区の関係もございますので、相互調整ができて、前向きに検討したいと思っております。

○15番（田崎 誓君）

この消防団の問題については、やっぱり火災でいざというときは消防団でなければならない問題でございますので、非常に言いにくいんですが、今のお話を聞くと、合併した暁になんという問題もなかったというお話でございますので、私がお尋ねするのは、大浦行政区、これはまだ合併はあつたらんわけでしょう。だから、合併が大浦行政区にないとなれば、やっぱり小さい行政区も、名前はなかなか言いにくい。わかるけれども、なかなか言いにくい。だから、自主的に促進をするためには、そういう行政に携わった総務課長の方からそういうふうなアドバイスといいますか、そういうものを推進すべきじゃないかという考えを持つてくるわけなんです。けど、私たちが議会であいつとあいつと合併せろということは、これは人権問題にもかかわることですので、非常に言いにくい。だから今後、塩田町なんかは太良町の半分もないような分団といいますか、そういうふうな行政になつてくるわけですよ。だから、その辺を一つのデータとして取り上げていただいて、そして小さいのは地域において促進といいますか、それをお願いしたいと思うんですが、この点についてはどういうふうに総務課長はお考えですか。

○総務課長（佐藤慎一君）

お答えします。

消防団の部のことでしょう。（「そうです」と呼ぶ者あり）それについては、先ほどもお答えしましたとおり、区との密接な関係もございますので、消防団だけの調整じゃなくして、区を交えた形でやっていかなければならないかなとは考えております。

○3番（浜崎敏彦君）

単純な質問ですが、今答弁を聞きよりましたら、2部と3部が13年、6部と7部が16年という答弁だったと思うんですが、そして今回条例改正をされると。極端に言うたら、13年だったら何年ですかね、何かその辺に根拠があったのか、理由があったのか、お尋ねいたしま

す。

○総務課長（佐藤慎一君）

お答えします。

この13年4月というのは、結局、三谷、杉谷、早垣と、江岡ですかね、この部の合併。この時点で聞いたところ、一応、条例改正をということで検討をしたそうですけれども、まだほかにも候補があって、一遍にというふうな形で考えておりましたけれども、御指摘のとおり、かなりの年数が経過しております。今の時期に御提案することは不適切ということで、重々反省もいたしております。そういうことで今後気をつけていきたいと思っております。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第35号 太良町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第17 議案第36号

○議長（坂口久信君）

日程第17. 議案第36号 鹿島・藤津地区衛生施設組合理約の一部を変更する規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（竹下武幸君）

この題自体が規約の一部の変更のまた規約の変更というふうなことで、私たちは実際内容がわからんわけですよ。その条例見ても、この文言というか、11人というのがなくて15人と、それから鹿島市6人と鹿島市4人の内容説明、どっちが何なのかというのが全くわからんわけですよ。それを教えてください。

○環境水道課長（米田幸男君）

お答えをいたします。

今回、規約の変更の変更ということで、表題がおかしいんじゃないかということもあったわけですが、これにつきましては12月の議会で、1月1日に嬉野市が誕生するというふうなことから構成団体数の変更、さらには選出議員の変更等についてお願いをしたところ

でございますけれども、今回3月31日をもって、現在選出議員の鹿島市6名、それから太良町3名、この9名の議員が辞職をされるということから、人数については15名を10名に削減すると。

ただ、議員の任期が各市町の議員の任期によるというふうなことがございまして、鹿島市の方が19年の4月までですか、太良町の方が19年の8月まで任期があったわけでございます。そういうところを4月1日ということで改正をするについては、前回の規約改正、12月にお願いした分がまだ継続中でございますので、規約の変更の変更という形ではございますけれども、お願いをしたということでございます。

○9番（竹下武幸君）

ちょっと私が勉強不足かわからんとですけどね。太良町の議員が3人から2人というのはわかるんですよ。鹿島市の6人の方が何なのか、鹿島市4人の方が何なのかというのが私はわからんわけですよ。

○環境水道課長（米田幸男君）

お答えいたします。

まず従来は、市については選出議員数が6名というふうなことであったわけですが、今回、15名を10名に削減するというので、市の方が各4名、鹿島市4名、嬉野市4名ですから8名、太良町が2名ということで、10名というふうなことでございます。

○11番（岩島 好君）

私は、規約の一部変更する規約の一部を変更するて初めて聞くんですよ。あんまいぎゃんことは聞いたことがなかったですが、その変更した規約というのが我々持たんわけですよ。だからわからんわけですよ。その前の規約を持っとって調べると、2条なんか11人の10人のなんのちゅうのはなかったですよ、規約は。しかし、一部を変更した規約にそいが載ってるんじゃないかと思うんですよ。そしてまた変更するよという話でしょう——じゃないんですか。その辺ばいっちゃんわからんわけですよ。いっちょ飛び越えよとやなかかちゅうことですよ。

○環境水道課長（米田幸男君）

お答えをいたします。

私もこういうふうな規約は初めてでございまして、規約の変更の変更というのはちょっとおかしいんじゃないかということで施設組合の方にも申し入れをしたわけですが、これは県の方と十分協議をした結果だと言うものですから、そのまま上程をしたというふうな形ですけれども。

○11番（岩島 好君）

今からこれを出されるときは参考に一部変更した規約を渡してくれんですか。そうするとわかるんですよ。そいがなかけん、規約ばかり前んとば見よったら何がなんじゃいわから

んわけです。だから一部変更したら、それを参考にして、前の一部変更した規約はこいすよと、そしてここをぎゃん変えますよと、今後はしてください。

○助役（木下慶猛君）

これは参考になるかどうかわかりませんが、条例とか法律を改正する場合、こういうやり方を私は一遍とったことがあるわけですが、と申しますのは、附則にこれこれについてはいつからするというと、まだその期間が来ていない場合はこういうふうにする場合もありますから、全部すべて日にちが後になって施行日が一緒になっとったら、こういうことはやらんわけですが、附則の中にそういう条項でまだ来ていない日にちがあった場合はこういうやり方も見たことはあります。

○8番（末次利男君）

大体わかったようなわからんような答弁でしたけれども、この構成団体が4から3になるということははっきりわかるわけですよ。そういった中で、議員の定数はそうとして、財政的な負担が生じるのか生じないのか、生じるとすればどれくらい生じるのかわかりますか。

○環境水道課長（米田幸男君）

お答えをいたします。

当然、構成団体の数が1市3町から2市1町というような形に削減をされるということで、平等割については、そういった率のアップといいますか、当初5%で、20%が平等割だということになっておりましたけれども、今回は2市1町になるわけですから、その分を5%を1%引き上げて6%にするというようなことでございます。この5%から6%にするのは、段階的に5年後に6%にしようということで協議がなされておりますので、応分の負担は増加してくると思います。

○16番（中溝忠喜君）

今それぞれの論議を聞いておりますと、これは一番最初に、鹿島が6名、太良、塩田、嬉野で3名と3名ですから9名、この定数が15名ということだったと思うんです。そのとき、15名を11名の規約変更の手続をされとるわけですかね。当然せんばいかんて思うわけですが、私は記憶もないもんですから、そういうような手続を踏んでおれば、この規約改正の内容は説明だけでいいと思うわけですが、その辺の確認をしたいと思います。

○環境水道課長（米田幸男君）

お答えをいたします。

これは12月議会の議案第95号でお願いをしとるわけですが、構成団体の変更、それから人数の変更をやっております。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決します。

議案第36号 鹿島・藤津地区衛生施設組合規約の一部を変更する規約の一部を変更する規約について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決いたしました。

昼食のため、暫時休憩いたします。

午後0時1分 休憩

午後1時 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

補正予算に入ります前に、税務課長の方から訂正のお願いがっておりますので、これを許可します。

○税務課長（桑原達彦君）

一般会計補正予算書の中で間違いがありましたので、御訂正をお願いいたしたいと思えます。

一般会計補正予算書の16ページでございます。16ページの目が固定資産税、節が滞納繰越分と、その右側の説明欄でございますけれども、説明欄の一番先頭、調定額（12月末）の金額が「3,009千円」となっておりますけれども、この「3,009千円」の訂正をお願いいたします。最初から数字を申し上げます。「39,268,905円」です。もう一度申し上げます。「39,268,905円」でございます。申しわけございません。よろしく願いをいたします。

○議長（坂口久信君）

それじゃ、始めます。

日程第18 議案第37号

○議長（坂口久信君）

日程第18. 議案第37号 平成17年度太良町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○15番（田崎 誓君）

30ページの土地売払収入が大体2,923千円上がっておるわけですが、この土地の売り払いは伊福の埋立地ですかね、これはどこかな。その場所と内容説明をまずいただきたいと思

ます。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

30ページの不動産売払収入、土地売払収入の2,923千円でございますけれども、役場のすぐ近くのJAのオートパルたらがございまして、その一般的に里道と言われます昔の道ですけれども、それがございました。それを今回佐賀みどり農協の方が購入したということでございます。

以上です。

○15番（田崎 誓君）

それは昔、畑道というか、あぜ道というか、里道といいますかね、そういうものは大体国のとじゃなかですか。あの辺のどこにあったのか。私たちはオートパルたら、今のスタンドができたときに、私も最初起工式をするときに行ったんですけど、あそこに土地があったということは全然記憶がないんですよ。それで、そういうふうな昔のあぜ道といいますか、そういう道路を売ったわけですか。その辺の内容説明をもう一回お願いします。わからん。

○建設課長（岩島正昭君）

お答えします。

これは昔の里道、いわゆる水路とか公有水面等ですね、これが国から平成12年から16年にかけて無償譲渡をしております。これは帰属の町村に無償で譲渡しますというふうなことでございまして、参考のためでございますけれども、太良町にこういうふうな水路、道路の枚数にして772枚譲渡を受けておりますけれども、その愛菜館とスタンドがありますけれども、そのように南北に里道があったわけです。今回、斎場等もできましたから、この際ということで農協等から払い下げ申請が出たということでございます。売り払いにつきましては、国から無償譲渡を受けて、法定外公共物についてはその町村の収入に見立てていいというふうなことでございまして。

○15番（田崎 誓君）

それじゃ、これは金額は出ておるわけ。何平米ぐらいありましたか。

○財政課長（大串君義君）

143.59平米でございます。

○9番（竹下武幸君）

同じく30ページの一番上の土地貸付収入、伊福埋立地ということですけど、内容として、相手と面積と単価ですね。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

今回補正が874千円としておりますけれども、内容といたしまして、伊福埋立地の貸し付

けでございます。相手先として太良町物産品販売所運営協議会の分が面積を言いますと1,392平米、金額にして646,430円。もう一つがたら漁業協同組合の方に面積で1,398平米、金額で232,300円でございます。

○9番（竹下武幸君）

面積は余り変わらんとですけど、総額が違うということで、減免か何か、減額の理由か。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

特産品販売所の方は4月に貸し付けた分と5月に貸し付けた分それぞれがございます。それと、漁協の方については7月に貸し付けているということでございます。

以上です。

○9番（竹下武幸君）

そしたら、坪単価といいますか、単価はもちろん計算するざわかるとですけど、同じ条件ですね、単価的には。

○財政課長（大串君義君）

はい、単価では一緒でございます。（「単価」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

一緒で。単価。

○財政課長（大串君義君）

単価は一緒でございます。（発言する者あり）貸し付け単価は一緒でございます。それで、その貸し付け単価は平米当たり9,190円でございます。（「平米や」と呼ぶ者あり）はい。

それと、たらの漁協の方に貸し付けた分については3年間の減免ということで、2分の1で貸し付けを行っております。（発言する者あり）

○9番（竹下武幸君）

いや、そこばちょっと何か話を聞いておったけんで聞きよったですけど、同じだというようなことだったから、ああ、そうかなと思っておりましたけど。例えば減免されたというなら、その理由ですね。

○財政課長（大串君義君）

ここに漁協の方からの減免の申請ということが出ておりますけれども、その書類はここには今持ち合わせておりませんけれども。

○町長（百武 豊君）

お答えします。

協議会の方は材木も全部うちで建ててやって貸したという事実があります。漁協の方は自分で建てて、埋立申請は漁協の同意によって建てているから、やっぱり漁協は優先をせにゃいかんということで3年間は半分減免だと、こういう措置をとっております。

○16番（中溝忠喜君）

いや、今と関連してね、私この間、センターの方の視察があったものですから、そのとき行ったところが、漁業組合の方にですよ、食堂を建ててやっているというような状況じゃったものですから、あれは漁業組合でやっているわけですか。その辺はどうなっておりますか。

○農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

町とたら漁協の契約によって貸し付けを実施しております。

○16番（中溝忠喜君）

漁業組合でやっているのと、それから、ほかに店舗を貸しているのと全然違うわけですから、その辺をただしたいわけですよ。その辺の実態がどうなっているのか。

○農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

漁協の努力によって経営をしていくというようなことをございましたけれども、専門的なグループ組織等の協力を得て経営していきたいというような話は伺っておりますけれども、具体的に漁協の方から第三者に経営を参加させるとかというようなことはまだ確認しておりません。そのことについては私の方の農林水産課の方から、そういうふうな計画があるのであれば太良町の方に申請文書等を出していただくように常日ごろ指導いたしております。

○16番（中溝忠喜君）

いや、私が大体申したいのはね、あそこに伊福の物産館をつくって、太良町の農林漁業関係者がやはり今の時代になるだけ郷土の力を利用して、そして得られる利益を上げていこうではないかというようなね、そういうような考え方でわざわざ町が予算をかけて、そして今停滞している農林漁業の発展のために救済事業としてやっておるわけですよ。それで、関係団体としてそういうようなことでそれぞれが一つの組合方式をつくってやっておるわけですから、もしそういうような利権的なことでやられたとすれば、私はこの運営、あるいは管理の面で原理原則を踏み外してはいかんと、そういうふうに思うておるわけですから。そうせんと、やっぱりいろいろ利害関係が伴う問題ですから、この問題には必ず禍根が残ってきますから、その辺は最初筆をおろしながら根をおろすときですね、原理原則はきちっと守って、そしてやっていかなければならないと。もしそういったどうしても原理原則を検討しなければならぬときは、また再検討して、そのことのやっぱり土台の上に運営していくという基本の姿勢がないと、私たちも議会ですから、何のために議会はあるのかというような指摘を受けられては困るわけですよ。それで、そういうような利権的なことでやるということであれば、やっぱり根本的に考え、見直しをせんばいかんと思うわけですか。そうするならば、やっぱり広く町民に利害を募ってですよ、そして、できるだけ町民全部を挙げてそういった一つの物産館的な産業を起こしていくというような方向も考えんばいかんものですから、そ

れで、そういうような原理原則だけは侵してはならないという考え方で私は質問をしているわけですよ。その辺、踏み外していないのかどうなのか。これはもう大事な根幹の問題ですから。いろいろ町民の皆さんは自分が土地を買いですよ、そして家を建て、店を建て、一生懸命孤軍奮闘をしながらやってきておるわけですから、そういうようなことであれば、あそこの埋立地もそういった町民にひとしく開放して、そして検討をし直すというような方向も考えていかんばいもんですから、その辺の方向づけについて間違っていないのかどうなのか。これをないない尽くしで、組合だからというて利権的なことでこれをそのままの放置状態であるとなればいろいろな禍根が起こってくるもんですから、その辺がないようにですよ、運営管理のきちとしたところの根幹は踏み外さないようにやっていただきたいというねらいがあるもんですから、その辺の考え方について担当課長としての決意のほどを伺いたいと思います。

○農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

ただいまのたらふく館、たら漁協の直売所の二つになるわけですが、たらふく館につきましては御指摘のとおり、1次産業の振興を図っていくというようなことから各団体が参加して運営をされております。また、たら漁協につきましては、あくまでも前海もんの有明海の海産物をまず基本にして販売していくというような基本的な構想はもちろんでしたわけですが、万が一量的に確保等ができなかった場合は、やはりお客さんのためにも外部から持ってこざるを得んというようなことも内々伺っておりました。しかし、実際はたらと大浦の二つの漁協があるわけだから、まず自分たちの内輪の連携をとって地元産品を出すように常々お願いをしておりますし、漁協同士で話し合いをしてくださいと。そういうふうな意味では、今回はたら漁協の方にもたらふく館の方にも幸い竹崎カキは出していたわけですが、そこら辺の話し合いがまだ部分的に課題として残っている部分がございます。そういうふうな意味では、今御指摘のとおり、利益主義に走らないような形での振興策で出発したわけですから、そういうふうなことで私たちとしては指導していきたいと。

それと同時に、今言うお客さんサイドから見た場合にどうしても品数をそろえていかなければならないと、品数が少ないというような問題が惹起してまいります。そのときには、やはりよそからでも持ってこざるを得ないのかなということも発生すると思います。

それと、もう1点は外部の参加の問題でございます。これはたら漁協の今回の計画の時点で外部資本等の参加も部分的にあっております。そういうふうな意味では、現在のこの不況の折、やむを得ないかなと。しかし、今の経営参加につきましては、そういうふうな根幹的な問題が発生する場合は、先ほど申し上げたように、町の方に当然ながら申請をしていただいて、そこで協議、検討が必要になってくるというふうなことは伝えてございます。

○16番（中溝忠喜君）

いや課長、それは運営の中で品数が少ないからお客が寄らないとかなんとか、そういったことを言っているわけじゃなかわけ。それがないとすればやっぱり見直しを図らなばいかんわけよ、根幹にさかのぼって。それがのうして品数がそろわんとどうしてもできないからというようにことであれば、野菜でも何でもそういうふうにされますよ。これは太良の野菜じゃなくして、ほかの商売人から仕入れて、そしてそれを品数がなかったからやるというようなことでどんどんどんそれが慢性的になれば、そういう理屈でいつでも進められるわけですたい。私はそういうことはやっぱり運営の根幹からいえば泥棒の理屈ですよ。そういうことが最初にあるのではなくして、そういったことがあるときは根幹のやはり検討をして臨むべきだということを行っているわけですから、その辺の次元を絶対履き違えんごとしていてもらいたいと。そうせんと、やっぱりそういうせっかくの構想を立てて実行していることが禍根のもとになっちゃいかんもんですから、そういう機会が来れば十分議会とも話し合いをして臨むというような方向でぜひ対策を立てていただきたいと、そのように提言をしておきたいと思います。

○12番（山口光章君）

そのたらふく館の場合は一応わかっておるですけども、漁師の館ですか、あれは大体漁業組合の申請で町があれしておるわけですかね。課長、両組合としてしているんですかね。

○農林水産課長（金子武夫君）

たら漁協につきましては、たら漁協の申請によって計画がされております。

○12番（山口光章君）

ところが、あれを運営するに当たっての投資ですね、あれは組合員が全部出していないわけでしょう、1人50千円ずつ。だから、そういう面でちょっとあれだなと思う面があるわけですよ、実際。組合員でありながら入っていない人もおるわけですよ。

そして私が一つ思うのは、どうなるかわかりませんが、この漁業組合というのはやはり統合するといいますか、合併になった場合、太良町に漁業組合は存在なくなるんじゃないかなと思うわけですよ。要するに、あそこの土地の貸し付けですか、あんなんでもやっぱりそういうふうな組織団体、例えば農協とか、果協とか、漁協とかというふうなあれで制限されておりましたけれども、さあ、建った。統合で漁協がなくなるとなった場合は、どういうふうな形で、名目で、昔こうだったからということで継続するわけですか。そこら辺を教えていただければと思いますけど。いや、建ったことに悪く言うんじゃないですよ。

○農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

確かに合併の問題等を念頭に入れておく必要があると思いますけれども、そういうふうな事例が発生した場合には、当然ながら上司と協議して契約等の見直し等が出る可能性がある

と思います。

○7番（恵崎良司君）

今私もちょっと聞いておってですよ、今課長の答弁では外部の資本参加もあっているというようなことをちょっと中溝議員の中で聞かれたと思うんですけど、これは私はこれそのものがいいとか悪いとかということじゃなくて、もともとは漁協の申請によりつくられたと。そこでですよ、もうそこがすべての権限を外部の資本参加をするしないは裁量があるのか。あっているのは別にいいんでしょうけれども、そうやったら、やっぱり先ほど中溝議員も言われたようにですよ、一般にも広く公募といいますか、そういうのがなからんとちょっと。漁協が一括して最初は申請をして建てたと。それはもういいんですけども、そこで内部的にですよ、漁協だけで一般の外部の参加を裁量して、町はもうあとは知らんというようなことでは、やっぱりこれはいろんな方でもやりたいと思う方があったかもわからんしですよ、その辺は根幹の基本をはっきりしておかんと、今後いろんな問題が出てきはせんですかね。私はそういうことが一番問題だと思っておりますけれども、今の現在が資本参加が私がいかにいいとかということじゃなくてですよ、基本線をはっきりしておかんと、とめどもなくそしたら漁協に申し込んだらいいのか。いや、あんたはいかんと言われたら、そしたら、今もし私が外部のところはどこか個人的にもわかりませんが、その辺が一番重要じゃないかと思っておりますけれども、どうですか。

○農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

漁協計画につきまして、漁協の計画と認定した根拠は、資金等の借入金等を具体的に漁協の方で借入れをすると決定されたというようなことで事業は漁協として認めたということでございます。そしてなおかつ、不足する分については一部民間の参加も数人ありますというような話は当初っております。

○議長（坂口久信君）

この問題はですね、いろんなことを含みますので、補正予算の後ですよ、何か全協あたりとかなんとかで話し合いをする場所を設けていきたいと、こう思いますので、そのときしていただければなと思っておりますけれども。（発言する者あり）一応補正になっておるけんですよ。それずっといろいろ関連はあろうと思っておりますけれども、皆さんが要望があれば、そういう場所を設けてやればなと思っておりますから、この問題についてはですよ、（「後世のために言わんばできんこと」と呼ぶ者あり）いや、それはわかっております。十分わかりますけれども。

（発言する者あり）

○15番（田崎 誓君）

私は大体一つ思うことは、今、山口議員が言うたように、この漁協の合併の問題なんです。来年度から合併問題がやるというような話も聞いておるわけですよ。そこで、大浦漁協が

たら漁協よりも組合員の数は多いわけですよ。倍以上おるとですよ。けど、なぜしなかったかと。なぜそういう土地をして、例えば魚の販売とかなんとか、いろんな大浦漁協でもやるだけの力は持っておるわけなんです。けど、たら漁協だけがそれを認めてやったと。それはもうやったことだから、私は建設委員で行ったからいいわけですよ。しかし、大浦漁協がなぜしなかったかということは、合併の問題が控えておったから、私はそういう要望しなくて土地は借らなかったと思うんです。

だから、こういう合併を前にして、もう先はわかっておるのにも対してですよ、今から先あれをつくった、販売はした。そしてそれはそれでいいですよ。けど、有明海沿岸が有明海漁連として合併したときに、あの今の販売所をどういうふうにするのか。そういう観点から、やっぱり大浦漁協はそういうことを考えておるから、そういう要望しなかったと思うんですよ。その辺をようくやっぱり検討した上でやらないと、この合併したときの問題、それを共有財産にするのかどうか。そういうこともよく検討した上で行政というものはやらんと、たらの漁業組合自体が困ると思うんですよ。ああいう共同化は私物にはされんわけですから、共同化するもんかどうか。そういうものは今後検討課題と思うんですよ。そいけん、やっぱりよく検討した上で、おれも山口議員が言うたからもう言うまいと思うたけれども、議長が言うたから、私も言いません。

○議長（坂口久信君）

この問題についてはそのくらいにしてですね。

○農林水産課長（金子武夫君）

済みません。お答えいたします。

今のたら漁協、大浦漁協の問題につきましては、まず伊福の広場を公共的団体を優先するということから、たら漁協にも大浦漁協にも平等に呼びまして、自由計画等があれば計画書を出してくださいというようなことをいたしております。

以上です。

○3番（浜崎敏彦君）

関連で済みませんが、先ほど議長からちょっと提案されよったですけどね、それ全協でいいと思うんですよ。そのときに、ひとつ今までのやりとりの中で、課長が申請の時点で外部資本導入はあっていると。そしたら、中溝議員からの質問の中では、経営面でのあれをしきりに質問されよったわけですね。外部からの資本導入を認めたということであればですよ、経営参加も認めたと判断せざるを得ないんじゃないかと思うわけですね。その辺の内容趣旨の説明を全協のときにしっかりしていただくと。そして今後どういうふうにやっていくというのをせにゃいかんのじゃないかなと、この件についてはそう思います。

そしたら、質問よろしいですか。

○議長（坂口久信君）

はい。

○3番（浜崎敏彦君）

予算書の35ページの時間外勤務手当マイナス 5,000千円、これは常々残業について我々議員からいろいろ話がありますんで、努力された結果と思いますが、決算見込みという説明でしたからね。17年度で多分担当課職員の方によって違うと思うんですが、一番多くされた方と少なくされた方、その金額、今資料をお持ちであればお尋ねしたいと。

それと、次の報償費の合併50周年記念事業記念品代 413千円のマイナス、これは当初予算で 413千円組んであったわけなんですけど、全くゼロと。これが使われなかった理由、それを説明お願いいたします。

○総務課長（佐藤慎一君）

お答えします。

まず、超過勤務手当については、行革というのは第3次を13年からずっとやってきておりますけど、その一環の中で人件費の削減ということで毎年毎年努力しております。

お尋ねの最も多くした職員と少なかった職員というのは、今ちょっと手持ちの資料がございませんので、後ほど報告させていただきます。

それと、合併50周年記念事業費の減額ですけれども、御存じのとおり、昨年3月の議会で当初予算として合併50周年の記念事業費に係る経費として議決していただいた予算で、主な今回の経費は、50年の町の歩み、町の履歴を掲示した記念誌の発行と。これまでに町史に残された功績の方たちを表彰する等のイベントの予算を計上していたと思いますけれども、御存じのとおり、3月に合併協議会というのが廃止されました。これにより合併問題に決着がつき、17年度、昨年4月から新たな一步を踏み出したわけですけれども、折しも国の指導で第4次の太良町行財政改革の策定に取り組んだわけでありまして。このことは昨年12月にも議会に報告しておりますが、こういうふうな昨年の4月からの状況の中で、行政経費の効率化ということで議決していただいた予算でありましたけれども、これについても上司の判断を仰ぎ、これまでの50年より、これからの10年、20年という考えのもと、今回は町の歴史的な歩みを掲載した記念誌の発行のみにとどめさせていただいて、表彰関係のイベントについては一応中止をさせていただいたということでもあります。

以上です。

○3番（浜崎敏彦君）

それでしたら記念式典はやらないと。記念蔵書は発行すると。これはそしたら18年度の予算で計上されるわけですか。それともまだこの 413千円、これも使うわけいかなんですよ、きょう可決になればですね。

○総務課長（佐藤慎一君）

町の歴史を掲載した記念誌については、1月に全家庭に配布いたしております。

○7番（恵崎良司君）

その記念誌ですけれども、参考までに幾ら予算はかかっておりますか。もう配ってあるとやろう。

○総務課長（佐藤慎一君）

お答えします。

具体的な資料を持ち合わせておりませんが、同じ総務管理費の中の印刷製本費として予算的には584千円を含んでおりますけれども、今回入札残ということで、経費は予算よりも少なく済んでおりますけれども、御存じのとおり、行革の住民説明会用に記念的につくった説明資料、チラシ、この分も若干それにあわせてこの印刷製本費の中で組んでおりますけれども、今、具体的な幾らかかったというのは持ってきておりません。

○7番（恵崎良司君）

それは後でよろしいですけれども、私素朴な感想ですが、もう済んだことに余り苦情は言いたくないですけれども、多分これだろうなということで私見ました。しかし、その中に町長のあいさつも載っていない。ただ写真と年表が載っているだけです。私はこういうものだったら、結果論ですけれども、出す必要はなかったんじゃないかと。記念事業なんかはいろんなことで節約ということで、それはそれとしてもういいですけれども、それこそあのような冊子は、本当失礼な言い方、厳しい言い方ですけれども、全くむだではなかったかと私は思っております。もう何十周年というのはこのごろどのようにされるかわからんですけれども、もうちょっと出すんだったら、やっぱり見て、ああ、そうだったのかというようなこと、本当全然文言というですか、あいさつ自身も載っていない。それから、発行年月日さえも載っていない。それから、どこが出したのか。それは当然ああいうのは総務課か企画課か知らんですけれども、ああいう官庁の出すものについては少なくとも最低限奥付といえますか、発行年月日とか、それとどここの発行とか、それと、そういうものを出した当初のあいさつというんですか、何というんですか、そのくらいは載せんと。写真をただぱらぱらぱらと載せて、年表を載せただけ。まあ、すべてがこのような行政とは私は思っておりませんが、本当何かサボタージュ体制の仕事のやり方じゃないかなと。予算を減らすのはいいんですけれども、行革だから余り仕事はできませんよと何か無言のうちに言っているように私は聞こえて、本当これは憤慨しました。質問じゃないですけど、言っておきます。

○14番（木下繁義君）

予算書の55ページの水産総務費の中で、昨年の当初予算にはホタテ貝蓄養試験補助金として200千円上がっておったわけですが、減額をされておりますが、これのどこでされたか。そしてまた、どういう状況になっておりますか。その辺の内容の御説明を願います。

○農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

これはホタテ貝をカキを収穫した後にいかだを使って育成してみようというような試験テストでございました。これはこれをする前に漁協独自に実行されたわけですがけれども、それなりに効果が見込めるよというような話で、それならば試験的なことでやってみませんかというようなことで、結局目的といたしましては蓄養の密度試験、それから生育量の調査、これは大きさとか重量、むくみ率、へい死率ですね、それからホタテの食味試験、こういうふうなテストをやろうということで漁協とカキ業者の方々が参加して当初予算を計上したわけでございます。しかしながら、最終的には漁協の方はこういうふうな目的試験に当然ながら取り組むということでもございましたけれども、個人の方々がこういうふうなテスト関係にはまだまだそこまで余力がないと。そこまでするだけの労力的な問題等も含めましてできないというようなことで、個人が対象外となったために、漁協だけの分として58千円必要になりましたので、142千円の減額補正をお願いしたところでございます。

○14番（木下繁義君）

今報告がありましたけど、このホタテ貝の方は私も試食をさせていただいた状況で、非常に実入りもよし、これは今までよそから来よっとすれば相当味等もよかったわけで、組合だけでやったと。その内容はある程度把握されておりますでしょうか。量とか、それから試食はされましたか。

○農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

私も試食させていただきました。大変おいしかったわけですがけれども、先ほど申し上げた事業目的に沿ってそういうふうな資料等の収集をまだ行っている段階でございまして、まだ最終的な数値等のあれは結果が出ておりません。何か出たら、機会があれば報告したいと思います。

○5番（久保繁幸君）

予算書の35ページに戻りますが、35ページの15の工事請負費、通学路防犯灯設置事業、これは当初の予算では350千円組んでありましたが、10千円しか使っていないんですね。これは通学路の防犯灯の設置場所はたくさんあるかと思うんですが、これは何で10千円しか要らなかったのか、お尋ねいたします。

○総務課長（佐藤慎一君）

お答えします。

この通学路防犯灯設置事業でございますけれども、当初の予算見積もりは10基分大体350千円ということで、さっき言われたとおり実績は1基分10千円ということになっております。基本的な考え方として、町が工事をする場合の防犯灯の設置については、部落と部落の間の通学路については町が整備を行うと。その場合、電柱設置を含めての新規の場合が大体約35千円程度の上限として予算を組んでいると。既設の電柱に取り付ける場合は10千円というこ

とで予算をつけております。

このほか、部落内の防犯灯の設置については町の防犯協会が設置をしていただいております。その場合、新設の場合が10千円を上限として、修理の切りかえ及び電球を電灯から切りかえの場合は5千円防犯協会の方から支出をされていると。新規の場合は町から10千円のうちの2,700円については補助金で交付をしております。

○5番（久保繁幸君）

そんなら新規の場合で2,700円補助ということですが、各部落へのそういうふうな新規でつくるといような情報発信はどのようにして行われたのでしょうか。

○総務課長（佐藤慎一君）

お答えします。

これについては一応防犯協会の役員は各行政区の区長がほとんどでございます。多良地区、大浦地区の防犯協会です。それぞれ区長さんたちが要望をとられて、先ほど申し上げたとおり、部落と部落の間の通学路については町、部落内の防犯灯の設置については各区長さんたちが防犯協会の方に申請を出されております。

○5番（久保繁幸君）

そしたらば、この10千円しか使わなかったということは、その要望がなかったというわけですかね。

○総務課長（佐藤慎一君）

お答えします。

町の分については1件しかなかったということでございます。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

○1番（見陣泰幸君）

44ページの社会福祉総務費の8節、ここに3項目がありますけど、これは何も使ってありませんが、事業はないのかですね。なぜなかったのかですね。

そして45ページの心身障害者福祉総務費の19節、これも先ほどと一緒に事業をされていないのか。

そして46ページ、同じ項目の扶助費の重度身体障害者日常生活用具給付事業費、これも先ほどと同じ質問をします。そしてその最後の3列、児童居宅生活支援費、身体障害者施設訓練等支援費、知的障害者施設訓練等支援費、これは12月に補正があっていると思いますけど、今度の補正はどういう意味でされておられるのか質問します。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

まず、44ページの報償費の委員報酬の件でございますが、17年度当初予算で障害者福祉計

画と高齢者保健福祉計画の策定を計画するということで議会で御承認をいただいたところですが、平成17年度で第4次の太良町の行財政改革の検討がございましたので、計画に盛り込むときに行財政改革の中身といいますか、その行財政改革プランができ上がってからのいいんじゃないかということで、また再度来年度に予定をした方がいいということで、今回全額補正減をお願いしたところでございます。

それから、45ページの19節の負担金補助及び交付金の重身住宅改善整備事業費補助金の件でございますが、事業の見込みがもう全然ないということで、今回減額の補正をお願いしたところでございます。

それから、46ページの重度身体障害者日常生活用具給付事業費につきましても事業の見込みがないということで、今回減額補正をお願いしたところでございます。

それから、児童居宅生活支援費、身体障害者施設訓練等支援費、知的障害者施設訓練等支援費につきましては、居宅で生活をされている児童居宅生活の場合ですが、自宅で居宅で生活をされている方で、通所とか短期の宿泊ということで施設に通われたりしていますが、ちょうど12月の時点では不足をするんじゃないかということで確かに補正のお願いをいたしました。見込みと違って利用日数等がそんなに伸びませんでしたので、今回精算見込みを立てまして、その不用額について減額補正をお願いしたところでございます。

以上です。

○1番（見陣泰幸君）

そしたら、45ページの負担金補助金及び交付金と46ページの重度身体障害者、これは見込みなしということはもう事業がないということですか。申込者がないということですか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

制度の利用者があることも見込まれますので、これらの事業につきましては毎年度新年度当初予算で計上をさせていただいております。制度の利用者がいらっしゃらなかった場合につきましては、3月の議会で補正減というようなことでお願いをしているところでございます。

以上です。

○16番（中溝忠喜君）

9ページの地方債関係なんですけど、情報化推進事業として112,200千円予定をしておったのが、今回73,700千円というふうにこれは減額をされておりますが、これは非常に痛い金額だなと。辺地対策事業ですので、やっぱり見返りの大きい財源でもあるもんですから、なぜこんなに大きな減額をされたのかということが一つですね。

もう一つは17ページ、地方譲与税の問題として所得譲与税がこれは大幅に伸びておりますので非常にありがたいことなんです。しかし、前年度からすれば倍近く伸びておるもので

すから、そしてまた18年度の予算を見れば、これまた66,000千円というふうに3倍ぐらいの大幅な伸びになっておるものですから、これはどのような積算内容でこういうふうになっているのか、それが1点。

それから、19ページの9の地方交付税ですね。これも見てみますと、17年度はトータルで1,896,083千円というようなことで、16年度が1,809,000千円ですよ。普通交付税なんですけど、15年度が1,878,000千円というふうに、もう既に17年度が太良町の場合は前年対比0.5%、国の財政計画では0.1%が非常に大きく上回って0.5%というふうになっておるものですから、この辺は非常にありがたいなというふうに思うておるわけですが、この辺結論から言えば基準財政需要額に対して収入額が伸びんじゃったと。その見返りとしてこういうふうになったんだと言われてしまえばそうかもわかりませんが、その内容をもう少し詳しく説明願いたいと、そのように思います。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

一般会計の9ページの方ですけれども、辺地対策事業についてはケーブルテレビ事業でございましたけれども、当初16、17年度の2カ年で設計ということではございましたけれども、最終的には工事請負費が17年度は122,350千円が辺地対策の分が102,100千円、それと設計の分が工事費12,800千円のうち、辺地の分が11,000千円ということで当初予定をしておりました。最終的には入札かけたところで確定をしたのが辺地対策の事業分については工事請負の方が100,561,650円のうち、辺地の分が72,478,350円、設計の分が6,195千円のうち、辺地の分が4,464,956円ということで、そういうふうに金額が変わりましたので、このように有利な起債でありましたけれども、最終的には工事金額の変更等がありましたので、こういう結果になっております。

○税務課長（桑原達彦君）

17ページの所得譲与税の補正についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、所得譲与税が大幅に伸びております。その内容等について御説明をいたします。

16年度につきましては18,645千円の所得譲与税でございました。それで、今回17年度については全国の所得譲与税の総額が1兆1,159億円でございます。それを都道府県が60%、市町村が40%ということで、市町村の配分が446,360,000千円です。これを人口比で太良町分を案分して計算するわけでございますけれども、実は17年度の当初予算の算出の段階において県の方から試算をいただいた部分が20,525千円でございました。それについてはそういう金額が示されたわけですが、その後、譲与税の総額が1兆1,159億円と申し上げましたけれども、この分については16年度分を含むという解釈で試算をいただいていたわけですが、実際は17年度分だけの譲与税総額ということで、それを再計算しましたところ、

39,174千円が太良町の配分になったということで、17年度当初予算の算出段階で県から示された試算が解釈上ちょっと違っていたということで、今回補正をさせていただいております。

また、18年度につきましては譲与税の総額については約3兆円を超える金額でございます。それにつきましては市町村の配分は27.58%ということで、太良町におきましては67,544千円ということで大幅に伸びております。

以上でございます。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

交付税の基礎を見てもと基準財政収入額と基準財政需要額、この伸びを見てもと、まず基準財政需要額ですけども、4%ほど伸びております。それと基準財政収入額については2%ということで、基準財政需要額の方が伸びているということで、そこでまず一つ伸びているということ。

それで、基準財政需要額の中身をちょっと見てもと、単位費用が高齢者福祉関係で大分伸びているということで、やはり高齢者の多い太良ということで、その分が結構プラスの方に働いたということだろうというふうに考えております。

○16番（中溝忠喜君）

そしたら、17ページの所得譲与税については、こういう税収が上がってきたということは、これは消費が伸びて大分景気になってきたというような、やっぱりそういう裏づけになるわけですかね。そういうふうな解釈でいいのか。

それからもう1点、19ページ、交付税の増については内容的に説明がなされましたが、今度は特別交付税が当初のままで、今日まで3月の段階までそのままになっておるものですから、当初の特交の予算が142,000千円ですね。これがこのままの状態であるものですから、大体特交というのは年の途中でも財政需要の状況判断に立ってですね、これが12月と3月の2回にわたって既にその辺の内容が決定しているというような見方になっておるわけですが、もう既にこれは内示が来ているんじゃないかなろうかと。特交の142,000千円に対して、3月の段階で太良町の特交は幾らですよというような内示がなされているんじゃないかなろうかと思うものから、その辺が幾らになっておるのか。

それからもう1点、これは37ページの7の電子計算費、これが当初からすれば今回やっぱり増額2,113千円というふうになっておるものから、当初からトータルすれば4,500千円近くなっておるわけですよ。これは前年度の今までの状況から判断してほとんどがやっぱり1,800千円台で、2,000千円台以下で抑えられておるわけ。ところが、17年度に限って何で4,500千円もこういう経費になっているのか。その辺の問題ですね。

それからもう1点、これは44ページの社会福祉総務費、この中で1の報酬、それから8の

報償費、障害者福祉計画策定委員会委員報償金とか、それから高齢者保健福祉計画策定委員会委員報償金とか、こういったものはもう当初の予算のままで放置されてそのまま減額という状況になっておるもんですから、これで仕事ができたとすることであれば、これはもう行政運営としてめでたい話なんですけど、こういうふうに全部ゼロになっているというのはなぜなのか。その辺について説明願いたいと思います。

○税務課長（桑原達彦君）

先ほどの所得税の譲与税関係でふえているのは景気が回復基調にあるからではないのかどうかという御質問だと思いますけれども、じゃ所得譲与税につきましては景気の部分を反映しておりませんで、いわゆる三位一体改革によります国庫補助金の負担の改革、あるいは税源移譲に見合う分を国が地方に譲与するというふうになっております。それで、所得譲与税については今回が最後でございます。19年度は税源移譲がありますので、その分税で反映させるというふうになると考えております。

以上です。

○財政課長（大串君義君）

特別交付税でございますけれども、きのう国の方で閣議決定がなされ、きょう各市町村、都道府県、現金交付があっているということで、太良町におきましては3月で144,895千円というような通知がファクスで流れてきました。（発言する者あり）3月交付分が144,895千円、特別交付税のトータルといたしましては、12月分の22,059千円を加えますと166,954千円ということで、当初142,000千円予算計上をいたしておりました差額については専決で予算を補正したいというふうに考えております。

○企画商工課長（岡 靖則君）

一般の37ページですけれども、電子計算費の委託料の事業でございますけれども、16年度から17年度については法令改正が大分ありましたので、その分が前年度より上がった分と。それと、今回の3月補正に計上した分については総合健康管理システムの改修ということで、結核と肺がん検診の業務が原課から上がってきております。それと、児童手当のシステム改修ということで、これについては今回改正になって、児童手当が支給対象年齢を9歳から小学校修了前までに拡大することに伴う業務がまたふえてきましたので、そのシステム改修と。それと、障害者福祉サービスのシステム改修ということは、今までの障害者サービスで根本的に変わってくるということに今回なっておりますので、それに伴う改正ということで急遽2,113千円の予算の計上をさせてもらっております。

以上です。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

44ページの質問の件についてお答えいたします。

1節の報酬の民生委員推薦会委員報酬でございますが、民生委員の交代というのがござい

ませんでしたので、民生委員推薦会を開催する必要がなかったということで、今回補正減をお願いいたしております。

それから、障害者福祉計画策定委員会委員報償金と高齢者保健福祉計画策定委員会委員報償金の件でございますが、二つの計画について17年度で策定の見直しということで計画をいたしておりました。がしかし、第4次の太良町の行財政改革の検討がなされていまして、行財政改革プランができ上がってから計画の策定に取りかかろうということで、17年度は見送らせていただいたところでございます。そういうことで、今回減額の補正をお願いいたしております。

それから、最後ですが、民生児童委員退任記念品でございますが、退任の該当者がなかったということで、今回減額の補正をお願いしたところでございます。

以上です。

○11番（岩島 好君）

二、三点質問をいたします。

まず、47ページの児童措置費の中で扶助費の減額 7,725千円、これは12月にその同じ委託料で 7,248千円補正してあるんですね。これは要りますと。要りますけん、足りませんけん、補正でふやしてくださいと。それしたときに、その今の扶助費は何も検討せんじゃったのか。全体的にこれだけ余るのを検討も何もせんで、ああ、要る分だけばばぽっとふやしていくと。こういう補正の仕方は、私はどうも前々からずっと言っているようにおかしいんです。だから、その何でせんやったか、その説明を求めます。

それから、48ページ、予防費の委託料の10,000千円の減額の中に基本検診委託料 4,656千円減額してあります。基本検診というのはいつからいつまでするのか、まずそれを教えてください。

それから、次は52ページですが、52ページの特産地づくり推進費、負担金補助及び交付金の中で、太幸を当初 7,064千円予算組んであって、今回 3,504千円減額してあります。当初計画はどのようにして、どういう形で補助率をどういうふうにして決めていたのか。まず計画から説明を求め、そして実績を教えてください。

それから、その下の園芸施設関係ですけれども、これも私予算を出されたときに、これはやっぱりたらふく館の野菜振興にも振興させて、やっぱり冬野菜がないけん、これこそいいことですよと、こう褒めたたえておったんですけれども、この実績ですね。それと、そのたらふく館の生産者に対する説明。それから、部落的にはどのようにしてこういう事業の説明をされたのか、まず教えてください。

以上です。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

47ページの児童措置費、扶助費の件ですが、岩島議員御指摘のとおり、12月で検討というか、見込みが甘かったということで、今後十分注意したいと考えております。申しわけございませんでした。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

48ページの委託料の基本検診の実施時期でございますが、これは毎年7月から8月にかけて実施しているところでございます。

以上です。

○農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

太幸早生増産対策の減額補正でございますけれども、これは当初の計画が改植を2.2ヘクタール、これが実績が0.92ヘクタール、それから高継ぎが3.3ヘクタール、実績がゼロ、マルチが15.0ヘクタール、実績が14.725ヘクタールとなっております。これは大きな理由といたしましては、現在果協、農協で果樹産地構造改革計画をつくっていただいております。17年からかんきつ園地転換特別対策事業に取り組むということで、そっちの方の事業に乗りかえるというようなことで減額補正をいたしております。

次に、園芸施設の減額補正でございます。これの実績ということでございますが、これは当初の計画が10棟を予定しておりました。これが変更を5棟ということで、5棟分の1,370千円の減額となっております。これは基本的には100坪以上の園芸ハウスに補助をいたしますというようなことで実施しております。具体的には、JAが支所ごとに1品目開拓増反運動ということで実行されております。この中でJAの夢ハウスということでハウス施設に10%補助をするというふうになっております。これと町が一緒になりまして、JAの夢ハウスの10%に対して太良町が35%補助するというようなことで効率的になるように仕組んだわけでございます。しかし実際は、こういうふうな基本的には県単の補助対象外を目的にしておるわけですが、品目的にはJAの開拓増反運動ではアスパラ、エンドウ、水菜、小ネギ等いろいろ入っているわけですが、このうちの町単事業につきましては、それプラス一般の施設園芸もいいですよというようなことで説明をいたしております。

説明の方法といたしましては、農協、部会、部落集会等農協関係の集会等ですね、そういうふうな中で部会員含めて推進を図っていただいているわけですが、結果的に5棟に減額したというふうになったわけですが、これは一番大きな理由として考えられるのは、世界的な原油高と鉄骨不足なんか響いたんではなかろうかというように私たちとしては分析をしているところでございます。

それから、たらふく館関係者ということでございましたけれども、特別たらふく館関係者というような進め方は農林水産課としてはいたしておりません。あくまでも農業団体を通し

た推進を図っております。

○11番（岩島 好君）

そしたら、48ページの基本検診の委託料については8月に終わっておとばですよ、今までもう要らなくてわかってととば減額もせんでおると。やっぱりこういうふうなどは減額をしてもらわんとおかしいんですよ。ところが、ほかのこの中で例えば何らかの検診とかなんとかとあるのはね、まだ先まで3月まであるけんがわからんけんされませんと、それはわかるんです。しかし、こがんはつきりした分については補正予算というのはぴしゃっと落とさんと、基本検診というとはもう8月以降はせんわけでしょう。後であるということじゃないわけですから、それをまず指摘しておきたいと思います。

それから、今農林水産課長の説明で、確かにこのミカンづくりというのはなかなか太幸にしても何にしても、ほんによかよかと言いながら、実際やるというふうになるぎ何でんこがんふうですもんね。だから、今課長がおっしゃるように、農協なり果協の関係者としてじっくり話し合いをせんばいかんとはもうわかっています。ところが、じっくり話がでけんわけですね、何も。農協が勝手に——勝手にと言うたら語弊かもしれんけど、さっき言いよったように、改植ばがしこすもんねとか、高継ぎばがしこしゅうで思うとんもんねぐらいで、実際の浸透はせんで予算ば組んであるごたる気のするんですよ、私は。だから、やっぱりこういうふうなどはもう少し指導をしながら、ぴしっとしたある程度のする人を決めてせんば、ちゃあぎゃあぶんで組んでやってはいかんというふうに思います。

それで、さっきのハウスの問題ですけど、私はこれはいいことですよと。だから、今たらふく館でやっぱり冬野菜がないけん、今行ったらよそから入れたりせにゃならんわけですよ。だから、やっぱりたらふく館に実際出しよる人たちがせんじゃあて言うぎいかんけど、面積が30坪か、100平米ということやろう。だから、賛成ということでしょう。それから、賛成やっけん、なかなかこれはちょっと簡単にいかんなど。

それで、私がもう少したらふく館と協議をしんさいと言うのは、冬野菜がないけん、お客さんも寄せん。そうすると、このままでいきよると直売所がパーになるんですよ。冬行ってもあそこはいつでも野菜のあるよというシステムをつくらんと、これはお客さんはよそにはっていきます。だから、太良町がこういうせっかくいい補助を思い立ってきいたっだから、これは進めていくための手段をもう少し検討していかんと、せっかくこれだけ予算を組んでおっても、やり手がおらんやったもんねじゃどうにもならんわけですから。せっかくの予算がですね、私はこれはいいことと思ったんですよ。ところが、やっぱり私にあいばしんしゃいと言うても、私は賛成もするごたる畑も持ちません。やっぱりその辺も若干は出てきますけれども、する人はおるわけですよ、させようと思えばですね。

それと、大浦で私のところの土地改良区だってですよ、水は畑の横まで来ておるんですよ。だから、野菜なんかしても、そのパイプからつなげばかん水もできるわけですから、私は

大浦土地改良区とか、北多良土地改良区の人たちがこういうふうなつを思い立ってくるつきよかいどんにゃてちゃ思うております。それで、今後も私も総会るときはそういうふうなことを勧めていきますけれども、やっぱり今後はそういう水が必要なんですね、これは絶対的に。だから、ボーリングまでしてせろとなると、ボーリングは何百万円とかかりますんでなかなかでけんと思います。そういうことをいっちょ今後は、18年度に予算も組んでありますんで、私は18年度るときに言おうかにゃと思ひよったですけど、そういうことを進めていただいて、せっかくこれだけの予算は消化できるような体制をいっちょつくっていただきたいと、こういうふうに思います。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

基本検診の決算見込みについては、16年度決算委員会の折にも補正をできるだけ速やかにしたいというようなことを申しておりましたが、基本検診は実質的に7月、8月で終わって、11月の支払い、12月の支払いを見てみますと、3月補正等も変わっていないというようなところで、今まで決算委員会で申しましたが、速やかな補正をするというようなことでやってまいりましたが、17年度については残念ながら間に合わなかったというようなことでございまして、大変申しわけなく思っておりますが、その件については担当の方にも18年度についてはそういうわけいかんよというようなことで、そういうことで大変申しわけございませんが、新年度ですが、もう既に結果は出ておるものですから、そういうふうにぜひ12月までには実施したいと、かように考えております。

以上です。

○農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

私の方もこの町単の農業振興対策は3月になって減額をお願いするという事は、御指摘はあると私も覚悟しておったわけですが、今後もやっぱり農家、団体、そういうふうな組織レベルで推進を徹底して図っていかねばならないと。当初予算上げるときもそういうふうな団体等の積み上げを計上しておるわけですが、結果的にこういうふうな3月で落とすというようなことになっております。そういうふうな面ではもう少し検証するところは検証して、太良町の農業振興のために頑張っていきたいと思っております。

○6番（吉田俊章君）

52ページ、今の同じ問題ですけども、特産地づくり推進費ですね。これで今岩島議員から御指摘がありましたように、園芸施設、この件については県単でできないものを町で救済するんだという、そういうやり方は非常にいいことだなと思っているわけですよ。

ところが、この事業については農協の方で思い立たれて、一つの産地形成をしようということですね。それで、一つの産地形成をするためには、農協に対する一元集荷だと。先ほど

たらふく館の話も出ておったですけれども、たらふく館とか、そういうふうに勝手に自由にする人はもう自由にしてくださいと。農協としてはちゃんとした産地づくりをするんだという格好でこの事業は農協から申し出があって、それはあったと思います。ところが、町としてはじゃそういうことに後押しをするんだということになったのかどうか。農家の皆さんは、いや、勝手につくって、できたものはたらふく館でもどこでも売ってよかよと思いがらしなのか。そこら辺が食い違いがあつとじゃなからうかという気がすっですけれども、そこら辺はどれぐらいの詰めをされてうちの施設関係の補助というのを考えられたんでしょうか。

○農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

御指摘のとおり、農協は先ほど申し上げましたように、J A 1 支所 1 品目開拓増反運動というような産地形成を目標にされております。そういうふうな中でJ A 夢ハウスというのを発案されたわけですけれども、町の方もそれにのっかって、これに同様の事業として県単があるわけだから、県単から外れるのを努めて捨うような形でやっていきたいと思いますというような要望がありまして実際仕掛けたわけでございます。

そういうふうな中で、目標はもちろん産地形成でございましてけれども、実際はそこまで最初からいけばいいわけですけれども、具体的には品物が順調に育つかどうかもわからないし、また、こういうふうな話し合いの中では今回のたらふく館の計画もあって、こういうふうなものにも出荷できるように、今までただせんじゃ畑で食べるようなタイプの野菜づくりがですね、こういうふうなことを仕掛けることによって出荷もでき、また、たらふく館でも売ることができるというようなことを念頭に置いて話し合いをして事業を進めたというよう経過はございます。

○6 番（吉田俊章君）

たらふく館にも出すような、そういうことも考えながら話し合いを持ったということですが、農協の資料の中には一元集荷だと、ほかには出してはいけませんと書いてあるんですけど、そこはどうなっているんですか。

○農林水産課長（金子武夫君）

はっきり申し上げますと、農協へは例えば合格品である 1 級品を出すと。2 級品という言葉はちょっと悪いわけですけれども、出荷できないのは、やっぱりそういうふうなたらふく館等の売る方法があれば、そういうことに活用していこうというふうなことでございます。

○2 番（坂口祐樹君）

37 ページの上段ですけれども、節の 19 の L G W A N 運用負担金の件ですけれども、2 点お尋ねをさせていただきます。

当初予算で約 900 千円、減額が約 700 千円、この減額の経緯を教えてください。

2 点目が、この L G W A N の運用の方法と効果を教えてください。

○企画商工課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

L GWANについては当初共同運用ということで鹿島市と一緒にしていた関係上、5カ月分の予算で済んだということで、最終的には鹿島の方から請求がありましたので、その金額で結果的に補正に計上したと。それで、当初 911千円でしたけれども、その中から鹿島と2町で共同でして、太良町の分だけを負担してくださいということで、今回補正でこういうふうに出しております。太良町の負担分 204千円ということで鹿島市から請求が来ましたので、それでしたと。

それと、L GWAN、総合行政ネットワークですけれども、これは有効的に活用はされているんじゃないかなと思っておりますけれども、まだ運用面においては防災無線関係、総合行政のそういう防災関係のものと総合ネットワークの市町村間の運用の二つぐらいしか今のところあっておりませんので、今後公共ネットワークとか、いろいろなところでそういうのは活用が今度は出てくると思います。IP電話の活用とか、いろいろなところが今後普及してくるのではなかろうかなと思っております。

以上です。

○16番（中溝忠喜君）

51ページのただいま農業振興の問題がありましたが、この目の3の農業振興費、この中の説明欄に中山間地域等直接支払交付金と、この事業が減額の23,779千円になっておりますが、これはせっかくのいい国の補助対策事業でありながら24%も、当初の予算は1億円なんですよ。ちょうど1億円予算の計画をしたのに、今回最終的には76,000千円ぐらいの事業の取り組みしかなかったと。非常にもったいないなと。補助事業としてはこれにまさる事業はなかろうというふうに思うわけですが、しかし、これは一つに言えば、この事業の取り組みとして非常に太良町の場合困難性のあるのか。それともまた、国、県が進めているところの事業に対してのそういう基準に適応性がないのかどうなのか、その辺がこういうふうになったというくだりは何か、説明願いたいと思います。

○農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

この中山間地域等直接支払交付金の事業は17年から新対策に変わっております。12年から16年までが旧対策でございまして、17年度の当初予算は16年の旧対策の面積予算額をそのまま計上しておるために大幅に減ったというようなこととございます。

一番減った大きな理由は、基本的な作業は旧対策も新対策も同じでございまして。荒廃農地を防止するというような維持管理が中心でございまして。しかしながら、新対策につきましましてはマスタープランとか、5年間の実施計画、それから中間年度の検証とか、最終的に事業実施計画どおり実行していなければ補助金返還等があるということ。それから、交付金が旧対

策と同じような作業であれば単価が8割に減額されるというようなことで、大変厳しい条件に新対策がなっております。そういうふうなことで減額したわけですけれども、大きな理由は、旧対策の金額をそのまま当初予算に計上しておいたために大きな減額が出たというようなことでございます。

○16番（中溝忠喜君）

そしたら、実施の内容としてですよ、予算の上ではこういう減額措置になっておるけれども、この中山間事業というのはほぼ計画どおりにいったということなんですか、結論的には。

○農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

旧対策と比較いたしまして、新対策としては初年度になるわけですけれども、簡単に申し上げまして、旧対策が35集落あったわけですけれども、新対策は32集落というようなことで集落自体も減ったというようなことになっております。計画としては厳しい条件ですけれども、それなりに集落が努力した結果、太良町内にこれだけの自由計画ができた、そのように考えております。

○5番（久保繁幸君）

64ページ、3の学校建設費の大浦中学校体育館耐力度調査委託料ですね。これ当初2,800千円予定されておったと思うんですが、840千円で済んだのはなぜか、その辺をお伺いいたします。

それと、66ページの青少年育成費の中で委託料の映画上映委託料ですね。これも当初1,000千円の予算組みをされておったんですが、40%ぐらいしか使っていないのはこれもなぜか、お伺いいたします。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

大浦中学校体育館耐力度調査委託料の件ですけれども、予算を2,800千円というようなことで当初してもらってございましたけれども、5業者というふうなことで入札してもらっております。高い金額から低い金額までありまして、この業者が相当低くなっていた嫌いがございます。5業者の金額を申し上げればいいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）一番高い業者が2,100千円でございます。次が1,890千円、次が1,260千円、次が997,500円、そして最低が840千円でございます。

○公民館長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

66ページの青少年育成費の映画上映委託料の件でございますけれども、例年、当初は2回映画会を予定いたしておりましたけれども、これも行財政改革の一環としまして、9月に上映しておりました分を行いませんでした。その分の500千円の分と、それからクリスマスフェスタのときに行いました映画の見積もり減の分を足したところの611千円の補正減をして

おります。

以上です。

○5番（久保繁幸君）

その中学校の耐震度なんですけど、結果はどのような結果やったんですか。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

答弁いたします。

結果は、あそこは当初新築から増築、増築2回あっております。当初の新築の部分と2回目の増築の部分が今現在5,000点以下の点数になっております。平成元年の増築の部分は5,000点以上でございます。

○5番（久保繁幸君）

その5,000点か5,000点以上とか私はわからんですが、それでは大浦中学校の体育館はあと何年ぐらい持てるわけですか。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

今、県の方に診断の結果を出してございまして、県の方から5,000点以下というふうなことで承認が出れば危険校舎に認定させていただきまして、国庫補助の対象になります。5,000点以上といいますのは、非木造の場合が5,000点以下が危険校舎ということでございます。木造の部分については6,000点以下が危険校舎でございます。そういったことで、建てかえをする場合、危険校舎に認定いただきまして、そして国の承認をおもらいいたしまして取り壊しができます。もし危険校舎でなかった場合ですよ、取り壊しができなくて、また補助金が来ないということになってきますので、一応今県の方に出してございまして、その結果の次第、お願いしたいと思っております。

○議長（坂口久信君）

審議の途中ですけれども、暫時休憩します。

午後2時35分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

○7番（恵崎良司君）

先ほど大浦中体育館の耐力度調査に関してですけれども、これは念のためにお聞きしますけれども、今入札の額を教えてくださいましたけれども、一番上が2,100千円で、一番最低が840千円と。これは約3分の1ぐらいでできたということは経費節減が本当できておりますけれども、今それこそ問題になっておりました、それは耐震構造の設計問題ですけれども、これは念のためですけれども、何で2,100千円から840千円違う、それはメーカーがそれぞれ

れの業者ですから言えんわけですけれども、本当にこれは信頼性があるのかというのは難しい問題でしょうけれども、例えば建物の場合でも3分の1でできるとなったら、それは確かにそれもいいんですけども、その辺の信頼性についてちょっと私不安に思ったもんですから、その辺のところはどのような考えなのか、参考のためにお尋ねいたします。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

答弁いたします。

1級建築士でございますので、この計算式は相当複雑でございます。この調査の結果を今県の方にお出ししております。県の方にも専門官がおりまして、この分について今調査をしておりますので、間違いのないと思っております。

○7番（恵崎良司君）

わかりました。そしたら、県の方で最終的にチェックをして、それはもちろん料金は要らんわけですね、その辺は。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

はい、県の方に技術職の専門官がいらっしゃいますので、そちらの方で今チェック調査をしてもらっております。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○3番（浜崎敏彦君）

32ページの雑入ですが、建物災害共済 2,613千円のプラス、これの内容説明と、それと49ページの病院費、繰出金の28,239千円、説明によりますと、備品等の起債対象経費の差額という理由であったと思うんですが、これがどういう内容か、これも説明をお願いいたします。

それと50ページ、塵芥処理費の負担金補助及び交付金のところで 511千円の減ということで、説明が生ごみ処理容器設置費補助金ということでされたと思うんですが、当初予算で生ごみ処理容器の分に関しては 4,500円の7世帯31,500円というような数字だったと思います。そこで、なぜこういう 511千円の減が生じたのか、説明をお願いいたします。

○財政課長（大串君義君）

32ページの建物災害共済 2,613千円の補正でございますけれども、2件ございます。一つが、7月30日に落雷によって自家発電の装置が故障し、なおかつ庁舎内の非常用の放送設備が故障したということで申請をいたして、2,589,300円の共済金をいただいております。それともう一つ、10月23日でございますけれども、竹崎の緑地広場の男子手洗い用のバルブが近所の子供たちのボール遊びによってちょっと破損いたしておりましたので、その分の共済金の申請をいたし、25,200円いただいております。合わせて 2,614,500円ということで、当初科目設置を一応いたしておりましたので、2,613千円の補正をいたしております。

以上です。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

49ページの病院費の28,239千円の件でございますね。この件につきましては、備品等の当初起債対象にする予定のものが入札のためかなり減額になりましたので、その分が起債対象とならなかったために、この28,000千円程度を追加で、いわゆる繰り出し基準に基づいて2分の1をいただくということで増額しております。

以上です。

○環境水道課長（米田幸男君）

50ページの塵芥処理費の負担金補助及び交付金、これについてお答えをいたします。

当初の予算が電動生ごみ処理器、あるいはコンポスト、それからEMワーカー、合わせまして715千円計上をいたしておりましたが、この当初計画とはほど遠い実績見込みというんですか、そういう形になったもんですから、実績で203,400円程度の見込みにしかならんわけですね。その残り511千円を今回減額補正するということでお願いしているところでございます。

○3番（浜崎敏彦君）

49ページの先ほどの答弁なんですけど、入札減により起債対象にならなかったという説明だったですね。今後、備品とかああいうのを購入する、まだ起債を起こさにかい物件というのがあると思うんですが、その場合も入札減により起債対象外となった場合は繰出金をお願いするという考えなのかどうか。

それともう一つなんですけど、これはまた別です。

69ページの工事請負費、野球場改修事業の当初予算25,000千円に対して2,000千円のマイナスということで計上してありますが、これは入札減だと思うんですが、執行残と入札の残ですね、その説明をお願いいたします。

それと、下の備品購入費、体育設備品ですか、これが892千円の当初予算だったんですが、455千円の減ということになっておりますけれども、その当初はどういう備品を購入しようと計画されておられたのか、説明をお願いします。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

今年度備品を起債対象にするということで当初予算からずっと計上しておるわけですが、起債対象にする備品につきましてはもう今年度で終了ということで考えております。今後備品等が出てきた場合は内部留保資金、いわゆる預金の方から出すか、もしくはそれ以上のものがもし今後、もうほとんどありませんけれども、もし何かが出てきた場合は繰り出し基準ですね、それが物すごく大きい場合は繰り出し基準に基づいて出せないかどうかを執行部の方と検討したいと思っております。

以上です。

○公民館長（寺田恵子君）

お答えをいたします。

69ページの工事請負費の町営野球場の工事に関する件でございますけれども、2,000千円の減につきましては工事発注に伴う執行残と入札残金のものでございます。2,000千円でございます。金額を申し上げますか。執行残につきましては610千円、入札残金が1,390千円ということで、2,000千円ということになっております。

それと、備品購入費の件でございますけれども、当初備品購入費につきましては簡単テントといいまして、簡単に建てられるテント、屋外用のテントを4張の分と、それからヨットハーバーの艇庫用の双眼鏡、それから町民体育センターの方に球技用の支柱のかけ台がなかったものですから、それと、それともう一つ、テニスコートの方のスポンジローラー、水をはくやつですけれども、それと、それから草刈り機を予定いたしておまして、そのすべて見積もりの入札減の分を執行残ということで補正減をお願いいたしておるところです。

○3番（浜崎敏彦君）

もう一回病院事務長お願いいたします。さっき1回目の説明ですよ、入札減で起債対象外となったと。そこら辺の金額をよければ、対象額は幾らで、今回の入札がこれになったから対象から外れましたという金額、多分わかっておられると思いますから、お願いいたします。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

備品等の起債対象になるのは200千円以上で耐用年数が5年以上という規定がございます。耐用年数が5年あっても入札によって200千円を切ってしまうと、それが起債の対象にならないということでございます。それで、それが大体50,000千円程度出てきましたので、その約半額の28,000千円をですね、28,000千円と申しましても、これ厳密に申しますと本体工事費の設計変更がございまして、ちょっと増額になりましたので、その分の5分の1も含まれておりますけれども、それは6,000千円程度ですけれども、この28,000千円のうちの6,000千円を引いた22,000千円が大体備品がそれから漏れた額ということになります。

○8番（末次利男君）

52ページの畜産業費についてお尋ねいたします。

節の負担金補助及び交付金についてですけれども、死亡獣畜処理対策事業費補助金ですね、この実態と、大家畜経営維持資金利子助成事業費補助金、この実績をお尋ねいたします。

○農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

死亡獣畜の実績ということでございますけれども、実績は、牛が26頭、補助金で164,600円、豚が390頭、1,891,400円、合計で416頭2,056千円となっております。

大家畜経営の利子助成金ということでございますが、これは当初B S E関係の運転資金と

して融資があったわけですが、これが繰り上げ償還が全部終わってしまいましたので、全額 110千円の減額というようなことで計上いたしております。

○8番（末次利男君）

大家畜の中でもこの牛が26頭という死亡獣畜が発症したということですが、先ほど言われたとおりに、今、アメリカの輸入牛というんですか、BSEの問題で大きく揺れておりますが、肉に背骨が付着していたということでストップしておりますが、一番今大きく世界が心配しているのは鳥インフルエンザであります。我が町にも相当数の大型養鶏場ができておりますが、そういった中で今、鳥から鳥へということがやっぱり人から人へということで大きく心配をされているところですが、その後、いわゆるこの防疫対策としては鳥インフルエンザもしかりながら、BSE、あるいは口蹄疫、あるいは豚コレラ、いろんな畜種によっても恐れられている病気があるわけですが、その点については特に鳥インフルエンザあたりの対策ですね、一時は非常に神経を使われた経緯もありますけれども、現在はどのような状況なのか。

それと、いわゆるBSEに関してはクロイツフェルト・ヤコブ病ということで肉骨粉が非常に問題じゃないかということではおりましたけれども、その辺の実態というのはどのように行政としての情報は流れているのか、そこらをお尋ねいたします。

○農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

現在世界で鳥インフルエンザが発生しておるわけですが、国内でも茨城県なんかで発生いたしております。前回の京都、山口等の発生を見まして国の方も対策を強化されております。佐賀県の方も同じく対策を強化されまして、太良町の方もそれに基づきまして太良町の要綱を設置いたしております。その内容といたしましては、町長をトップにして、関係各課の職員の動員体制をつくっているところでございます。それで、現在県内で発生すれば県の方で本部を設置すると、地区単位に支所を設けるというようなことで、その本部を設けたときには市町村もつくってくださいますというようなことで県知事から申し入れがっております。そういうふうなことで、それに対応できるような組織を町の方でも要綱をつくって設置しているというようなことで取り組んでおります。

あとBSEの肉骨粉の実態というようなことでございますか、具体的には情報としては国の発生状況等は流れてくるわけですが、そこら辺の具体的な飼料の使い方なり、そこら辺についてはちょっと特別流れてきておりませんので把握はしていませんが、家畜保健所等に聞けば、それなりにわかるんじゃないかと思っております。

○8番（末次利男君）

飛躍した質問になるかと思いますが、いわゆるかつてスペイン風邪というのが世界で6,000万人という方が亡くなっておる。それ以上に今回この鳥インフルエンザというのは、

全く世界じゅうが免疫がないわけですから、いつどこで起きるか、これもまたわからないという中で、今特効薬のタミフルですかね、この備蓄の状況はどのようになっているのかですね。

それと、例えば病院に来て検査をする。それが今は非常に短時間でできるような方法というんですか、できたということですがけれども、太良病院はどういうふうな対応をされているんですかね。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

その件については私も詳しくは存じていないんですけれども、まず保健所等に連絡をしなくちゃならないということにはなっております。その後対応はどうするかというのは、保健所が多分指示をしてくるものと考えております。（「初期判断ですよ、病院の」と呼ぶ者あり）

お答えします。

初期判断につきましては、医師がその検査をして、どうも鳥インフルエンザみたいだということになると、すぐに通報ですね。その指示を仰ぐという、それは保健所の方にですがけれども、そういうことになっていると思います。

○11番（岩島 好君）

一般的に財政課長にお尋ねをしたいんですが、補正予算の基本的な考え方、私が今まで何年か言うてきたんですけれども、どこじゃい需用費は補正するけど、委託料とか、それからそのほかのやつは何も見らんでやっていくというやり方をしてあるわけですね。これ補正予算が出たときに、各課から出たとをそのままのみして補正予算は上げておられるのか、そういう指導までされているのか、まずお聞きしたいと思います。

○財政課長（大串君義君）

予算というのは、当初予算で年度を通ずる予算ということで、なるべく補正が出ないというようなことで指示はしておるわけですがございますけれども、やはりいろんな状況で補正をせざるを得ないと、やむを得ず補正せざるを得ないと。特に実際予算を使ってみて、やっぱり最終的に予算が余ったという分については、議員がおっしゃるように、わかった時点でというようなことでは指導というか、言っているわけですがけれども、それはいろんなことで各課長が判断して予算を上げているというような状況でございます。

○11番（岩島 好君）

予算の補正というのは、ししゃがするぎよか、いつでんよかけんという考え方がまず基本的に間違いと私は思います。予算を立てるときに、ある程度は実際に近い数字で立てていくのが基本です。ところが、やっぱり今おっしゃるように、いろいろな事情で補正は当然出てきます。私が言いたいのは、例えば何か100千円足らんけん、今度は補正で100千円上げ

ておこうと、こうするわけですが、そうすると、明けの議会のときはほかの科目で何十万円じゃいありませんというのが出てくるわけですね。だから、補正を出される場合は、やっぱりそこまである程度気を使うてしとっていただきたいなと思います。しかし、私が何年前言いよった、例えば需用費なんかで消耗品とか30千円とか1千円とかてこうこうしよったのはもうなくなりました。非常にいいことだと思います。

それと人件費については、これはもう異動があるけん、当然出てくる話ですからやむを得んと思います、異動があった時点でですね。いつまででもそればほおっていっちょくわけにいきませんので、例えば異動があったら、もうその次の議会にはやっぱり人件費はある程度見て出して、また異動があったらその分出すと。これはもう当然のことですが、今までの質問の中でも何百万円というのが今度3月で減額になると。これはやっぱりだれが見てもおかしいわけですよ。だから、まず総務課長にお尋ねですが、超勤手当の5,000千円の減額、これは12月時点で若干見通しは立てられなかったのかというのがいっちょあつです。そいけん、やっぱりそういう大きな金額についてはある程度、3月だったら12月ぐらいには、やっぱりそんなくらいはある程度抑えておいて、3月にああ、1,000千円じゃい500千円じゃい残りましたよというのは当然あると思うんですが、5,000千円もですね、これはほかにもありました。6,500千円という残りがあつたと思うんですが、そういうふうなことをなくしていただくように全課長さんたちが努力をしていただかんとおかしいと思いますんで、その点を財政課長は目を通しながら、補正後の許可というんですか、その補正予算の中身については申請が出た分についてはチェックもするようなことをしていただくようお願いしたいんですが、それどうでしょうか。

○財政課長（大串君義君）

おっしゃるとおり、そういうことで今後も努力したいというふうに考えます。

○議長（坂口久信君）

総務課長は。（「よかです」と呼ぶ者あり）よかですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○10番（田口 靖君）

30ページの土地売払収入についての説明がありましたけれども、772枚の譲渡があつたという報告されたと思いますけれども、その772件の面積と評価額と申しますか、譲渡を受けた土地の評価額。そのうちに、今回町立病院の敷地になつたやつは関係者から購入されたわけでございますが、その中にこういった土地が里道らしきものが何件あつて、その面積、評価額、それをお尋ねいたしたいと思います。

○建設課長（岩島正昭君）

お答えします。

さっきの答弁の中で太良町全体で772枚というふうな答弁をいたしましたけれども、B4の種類で、こういうふうな赤が里道、ブルーが水路でございます。この枚数が772枚と。

これは無地番でございますから、面積はわかりません。無番地ですから。

参考のために申し上げますと、竹崎地区で約30枚、それから伊福地区で21枚、多良地区で273枚、糸岐地区で258枚、大浦地区で190枚、合計の772枚ということで、今回の分につきましては多良地区の愛菜館、油津地区、この中の一部ということでございます。

○10番（田口 靖君）

今回、病院の敷地の中にもあったわけでしょうが。その面積はわからんですか。全体にやっつけておくと。

○建設課長（岩島正昭君）

病院の敷地の中については病院の方で申請をしてありますので、今控えは私は持ってきておりませんが、当然手続はしております。受け付けております。

○3番（浜崎敏彦君）

そしたら、47ページの児童福祉総務費の中の負担金補助及び交付金、その中にチャイルドシート購入補助金マイナス290千円と今度はなっているんですけども、当初630千円で24件ということで説明を受けたと思うんですね。平成17年度の対象となる人数ですね、それと申請者の数、わかればお願いします。

それともう1点、その下の扶助費、母子家庭等医療費助成（県単独扶助）ということで、当初これが4,140千円ですか、計上されていたと思うわけですね。これがプラスになっております。現在、この母子家庭ですか、この推移というのがどうなっているのか。3年ほどの推移がわかればお願いしたいんですが。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

まず、47ページの負担金補助及び交付金のところのチャイルドシート購入補助金でございますが、当初予算が630千円ですね。これに対しまして精算見込み額として335,500円ということで、差し引き294,500円、切り捨てて290千円の減額をお願いしているところでございます。

それから、購入補助の実績ですが、平成13年度で40名、平成14年度が45名、それから平成15年度が33名、平成16年度で27名、それから平成17年度の3月1日現在では24名ということになっております。

それから、一番下の方の扶助費の母子家庭等医療費助成でございますが、これは医療費の増によるものでございます。

それから、母子家庭等の内訳は資料が今現在ございませんが、受給資格者数がですね、これは実績に基づいておりますが、平成13年度で215名、平成14年度で213名、それから平成15年度で239名、平成16年度で275名となっております。

以上です。

○3番（浜崎敏彦君）

チャイルドシートの件ですけどね、これ今言われたのは実績ですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）そしたら、対象となる子供がおられるはずですよ。その中の何%ぐらい申請されておられますか。17年度だけで結構です。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

ただいまチャイルドシート購入の実績の人数を申し上げましたが、保護者の数で世帯に当たるかと思えます。平成17年の2月9日現在で対象者になるであろう児童、これゼロ歳から5歳までの人数ですが、527名になっております。世帯の方が把握ができておりません。

以上です。失礼します。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論の方ないので、採決いたします。

議案第37号 平成17年度太良町一般会計補正予算（第6号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第19 議案第38号

○議長（坂口久信君）

日程第19. 議案第38号 平成17年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（岩島 好君）

国保ですね。そしたら13ページ、出産育児一時金というのがありますが、当初12,600千円、今回4,800千円減額されておりますが、これが当初計画で何人ぐらい生まれるかということで計画はされておるんじゃないかなと思うんですが、当初予算からいくと約62%ぐらいになってしまおうんですが、実際そんなに人間が少ないのかですね。ここ平成15年から助成した人数がわかれば教えてください。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

国保の出産手当の分ですけど、13年度が43人ですね、それから14年度が32人、それから15年度が33人で、16年度が31人となっております。

以上です。（「どうせ言うなら、17年度の実績」と呼ぶ者あり）

17年度については、これは実績が20人で、見込みが6人というようなことで、26人を予定しております。

以上です。

○6番（吉田俊章君）

15ページ、人間ドックのことですけれども、当初からして途中で増額をすると。また今回残ったということですが、これは最初から計画でして、もちろん町民の健康チェックですから、需要があればやることにしたことはないんですけども、当初の計画としては、去年もこんなくらいあったけん、こんなくらい上げようかということで、多ければまたふやすぞと、そういうふうな感じですかね。どうですかね、そこら辺は。ちゃんとしたことしはこうやろうと、3年間ではこれくらいやろうと、そういう計画のもとにやっているんですかね、どうですかね。

○健康増進課長（江口 司君）

人間ドックにつきましては、吉田議員御指摘のとおり、従来、年度当初に上げながら、需要額が大変希望が多かったというようなことで、毎年補正をされているわけですが、当初これは基金との関係がございまして、基金が4億円程度貯蓄ができた折に、健康増進の一環として基金減らしじゃないんですが、療養費等の育成も兼ねて人間ドックを平成9年からやってこられたわけですが、希望がかなり多かったというようなことで、そういう事情でだんだんふえていったというような経過をたどっております。

以上です。

○14番（木下繁義君）

12ページをお願いします。

12ページの納税奨励費の中で1,566千円の減額となっておりますが、これは一昨年は11,200千円ぐらいのやっと思って思うとばってん、この内訳の説明をお願いします。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

納税奨励費の減額補正の内訳でございますが、当初調定額を大体444,993千円と、それから組織率ですか、組合の加入率ですが、89.6%というようなことと、徴収率を当初99%というようなことで、その2.6%ということで10,266千円の当初予算を組んだわけですが、調定額自体はそう変わらんとですが、最終的な組合の徴収率を85%程度見まして、徴収予定額を332,867千円程度というようなことで、その2.6%というようなことで、見込みを8,700千円というようなことで、1,566千円の減額をしているところでございます。

以上です。

○14番（木下繁義君）

この組合が減ったというようなことはなかったですか。

○健康増進課長（江口 司君）

発足当時は 240組合あったわけですがけれども、15年度がそのうちの 218ですか、16年度が 204組合というような形で、それぞれの班の納税組合の完納率がですね、組織率といいますか、それが低下してきているというような状況でございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決します。

議案第38号 平成17年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第20 議案第39号

○議長（坂口久信君）

日程第20. 議案第39号 平成17年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（岩島 好君）

そしたら、山林の6ページの、これ間伐材等売払収入というのが 1,750千円当初組んであったんですけれども、これはもちろん実績でしょうけれども、この 1,301千円の収入かあっておりますが、これの数量と単価を教えてください。

それから、9ページの委託料の問題で、ここに5項目あります。これの理由ですね。何か枝打ちについてはどうかこうとかで説明があったようには思いますけれども、当初計画と実績との関係ですね。当初にこれだけ計画しておいて、実際はこうだったというふうな説明を求めます。

以上です。

○農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

補正額の 449千円じゃなくて、1,301千円の内訳ということですね。これは町有林主伐材を使った、活性化センターの方に利用した木材売り払い代を前年度の部分を計上いたした分が1,000千円でございます。（「1,000千円」と呼ぶ者あり）はい。

あとの分がここに資料がございませんで、449千円の内訳を報告させていただきたいと思っておりますけれども、町有林の間伐が141.51立方で169千円、観光造林の間伐が285立方で131千円というふうになっておりまして301千円。それと1,000千円と足してそうなります。そういうことです。済みません。（発言する者あり）

それと、（「今んとばもう一遍説明してください」と呼ぶ者あり）それじゃ、県の活性化施設の（「いやいや、それはいいです」と呼ぶ者あり）そいぎ、町有林の間伐の分が141.51立方の169千円、（発言する者あり）169千円、そして観光造林の間伐が285立方で131千円となっております。

次の9ページでございますけれども、流域公益保全林の枝打ちの部分でございます。これが当初見込みが面積で12.13ヘクタール計画しておりましたが、これが変更後2.54ヘクタールとなっております。そして事業費の方が当初5,821千円が726千円になって、減額の117千円でございます。

それと、間伐の方でございますが、これも補助対象事業でございます。当初が15.94ヘクタールで、事業費で3,734千円が、9月に1回変更して、変更後が45.51ヘクタールになっておりますが、今度の3月補正で0.15ヘクタールを減額いたしております。補正後の面積で45.37ヘクタール、事業費で16,380千円となっております。9月の変更後の事業費が19,772千円ございましたので、3月補正で3,392千円の減額をいたしております。

それから、下刈りの補助事業でございますが、当初1.86ヘクタール、332千円計画しておりましたが、補正後が1.86ヘクタールで315千円となりまして、17千円の減額をいたしております。

それから、特殊地拵造林でございます。これも補助事業でございます。当初0.33ヘクタールの1,093千円が、補正後が0.23ヘクタールで536千円となり、557千円を減額いたしております。

それから、緑資源機構造林保育事業でございます。これが当初が14.64ヘクタール、2,319千円ございましたが、これを変更後が15.19ヘクタール、1,832千円となり、0.55ヘクタール、減額の487千円となっております。

以上でございます。

○11番（岩島 好君）

私が聞き損ないかどうか知らんけれども、一番上の枝打ちが12.13ヘクタールが2.54ヘクタールということですか。そうすると、面積的には物すごく減るんですけども、そうしてこんくらいで済むのかなと思うたりもしよるとですけど、ただ、これ面積とその場所に

よって単価が違うんですかね、枝打ちする場合に。いや、2.54ヘクタールが本当なら、むちゃくちゃ違うんで、10ヘクタールぐらい違うわけですから、もっと金は下がるんじゃないかなというのも考えますが、それが1点。

それから、まず流域公益保全林の間伐関係で、これは9月やったと思うんですけども、16,388千円補正してありますね。ふやしてあります。そしてふやした分3,400千円余ったばいということですから、そのふやすときの計画の面積は、補正するときはある程度もうこれだけは必ずやるんだというて計画をすべきじゃないかと。当初予算とまた若干違うじゃないかという気がするんですけども、それによって0.15ヘクタールですか、幾らか減ったということですけども、それによっても3,400千円もかかるのかなと。この辺がちょっと疑問に思うて、その辺の説明を求めます。

○農林水産課長（金子武夫君）

お答えいたします。

補助対象の枝打ちでございしますが、これは2.54ヘクタールの726千円と申し上げましたが、これも当初の予算にいたしますと、9月に変更いたしておりまして、当初の12.13ヘクタールが9月の変更で減額の9.59ヘクタール、金額で5,095千円を減額いたしております。その結果、変更後が2.54ヘクタールで、事業費で726千円と。これを3月補正で実績といたしまして確定いたしましたので、面積が2.54ヘクタールで変わりませんで、事業費の方が609千円となって、117千円の減額になったということでございます。

あと流域公益の保全の間伐でございしますが、これも同じように当初の見込みで15.94ヘクタールの3,734千円計上しておりましたが、これを現在集団間伐事業を起こしております。こっちの方の事業に乗りかえるというようなことで9月に変更いたしまして、29.57ヘクタールを増額し、事業費として16,308千円となっております。これが9月の変更後で合計いたしまして45.51ヘクタールの19,772千円となったわけでございます。これが最終的に面積は特別変わっておりませんで、3月補正では今回0.15ヘクタール減で、補正後は45.37ヘクタールとなっておりますが、事業費の方で△の3,392千円というふうになって、補正後が16,380千円となっておりますが、この点につきましては当初のある程度標準的な経費があるわけですけども、標準経費と現地に入っただけの実施設計、その段階での金額の差がこれだけ出たというようなことと、もう1点は、この間伐で申し上げますと、当初の設計で17,266千円と、これに対しまして予定価格を16,600千円と、委託を16,380千円というようなことで、入札減等も含まれております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第39号 平成17年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第21 議案第40号

○議長（坂口久信君）

日程第21. 議案第40号 平成17年度町立太良病院事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○15番（田崎 誓君）

9ページ、この補正前の額が大体2,166,530千円、それから補正額の減額が311,838千円、それから、ここに計が1,854,692千円と上がっているわけですが、この病院建設については大体平成16年度より着手していたと思うんです。だから、この16年度よりさかのぼって総額は大体トータルで幾らぐらいかかっているのか、まずそれからお尋ねいたしたいと思います。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

16年度、17年度の総額をはっきり申し上げますと2,254,900千円ということになります。

○15番（田崎 誓君）

それじゃですよ、ここには今載っていないわけですが、今度この病院を解体されるわけですよ。これは予算書で言いたいと思ったんですが、予算書を見ると大体126,000千円かかるわけですよ。それで、今現在平成17年度で前の駐車場を今舗装しよる最中ですよ。それで、解体とか、あるいはその後の舗装をせにゃいかん。これだからそれも合わせて126,000千円なのか、その辺の御答弁をいただきたいと、こういうふうに思います。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、現在の病院の外構の1期工事は43,684,725円という落札額で行っております。それで、来年度予定している大まかな解体費については、まず解体費が50,000千円程度ですね。それから、外構工事については40,000千円ぐらいを大体見ております。あともろもろのもしかしてということで、追加工事とか出てきた場合のために残りの残額は計上しておる次第です。

○11番（岩島 好君）

5 ページですが、経費の中の燃料費ですね、これが 564千円上がっていますね。これは今ごろ何かなと思ってちょっと見よったですけど、これは重油の値上げで、値上げにしてもこんなに40%も上がるのかなと、当初予算からするとですね。それが1点。

それから、9 ページの1 節の総係費 7,700千円減額の中でですよ、光熱水費外 4,624千円の増額、これは何なのか教えてください。

それから、請負工事費が今回 169,058千円減額されていますが、これは執行残が幾らで入札減が幾らなのか。

それから、下の医療器械関係で、さっきも話がありましたが、安く買えたけんよかわけですけれども、これが約70%の執行率なんですね、69%ぐらい。当初計画の予算と実際買えたとがもしわかれば、例えば 1,000千円でしておったとが何万円で買えたもんなたというぐらいのことを一、二点ですね、大きなものだけで結構ですから教えてください。

それから、下の備品についても予算からすると執行率が大体70%ぐらい。だから、この辺が医療器具と備品と分けてありますけれども、用品とあれですから分けてありますから、これも分けてですね、例えば参考になるような器具で当初計画でこんくらいしておったぎ、こがなりましたという説明を求めます。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、A重油の 564千円の件ですけれども、これにつきましては値上がりということもございましたけれども、例年大体足っておったわけですが、その値上がりが一番問題だったと思うんですけれども、最終的に2月、3月を見た場合に、この 564千円という数字が過去の1月から4月までの実績と比べてみてとても足りないという状況が出ましたので、この金額を補正させていただいております。このA重油につきましては暖房費と、それから給湯の分です。これで大体向こう3月、2月ぐらいで 564千円ぐらい足りないというのが出ましたので、そういうふうにしております。

それから、9 ページの請負工事費ですけれども、当初去年の落札額がまず建物が1,661,415千円でした。それで、途中で設計変更等が出まして 1,692,444,600円というふうになりました。それから、外構工事が先ほど申しましたように43,684,925円になります。それから、医師住宅の外構工事等を今年度の初めに行いましたけれども、これが18,156,600円というふうになっております。これが予定価格等の執行残ということを私が今つかんでおりませんので、後ほど報告したいと思います。

それから、まず器械につきましては当初予算で 317,961千円計上しておりましたが、実際はまだ細かいものが残っておりますので、その分も見ております。それで結局、97,961千円今回減額をさせていただいた残りの分で、その範囲内で今後また買っていきたいと。

それから、備品につきましては 127,119千円計上しておりましたが、これもまだ実際に病院の方にずっと配置をしておるわけですが、なおここは足りませんというものができております。それも含めたところで、見込んだところで今回37,119千円の減額をさせていただいて、その残の中で対応したいというふうに考えております。

以上です。

○11番（岩島 好君）

質問が聞こえんやっただかどうか知らんけれども、器具の例えば 1,000千円で見積もっておったばってん、これがこんくらいで買えたよというような大きな器具があれば、それを教えてください。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

一番大きなのはC Tが 220,000千円するのが80,000千円ぐらいで購入できたというのがあります。（「80,000千円」と呼ぶ者あり）はい。詳しい金額は今ここに手元に持ちません。

それで、先ほど答弁漏れがありまして、光熱水費 4,624千円ですけれども、これは新病院の電気代と、それから水道料を払わなければならないものですから、1カ月に大体 1,000千円程度今使ったり、いろいろ検査等とか、新しい病院の検査のために電気をつけて、今コンピューター等を動かすための職員に対する引き継ぎ等をやっておりますが、それが意外に大きくて一月 1,000千円程度出てきたりしましたので、それが11月の段階でしたので、これぐらいの予算を持っておかないと、とても対応できないということで計上をいたしております。

○3番（浜崎敏彦君）

同じく病院の9ページ、備品のところですが、以前電動ベットの件をお尋ねしたと思うんですが、その経過がどうなっておるのかというのと、あと12ページの継続費に関する調書、そのところの②から翌年度以降の支払義務発生予定額、このところの18年度が補正前が98,808千円に対して、補正後が 150,222千円という数字になっておりますが、これが先ほど説明されておられた病院の解体費とか、その他もろもろの分になるのかどうか。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

電動ベットの件でございますけれども、これは以前浜崎議員の方から多くそろえた方が病院の売りになるというか、病院のためにいいんじゃないかという御指摘を受けました。当初は私の方は師長の方から10台か20台程度で結構ですからと言われておったわけですが、そのままここで答弁をしておりましたが、その後ドクターも含めて検討をいたしまして、整形外科の先生の進言もございまして、とにかくじゃ全部電動ベットにしましよと、話し合いの結果そうなりまして、全部を電動ベットにいたしております。

それから、先ほどの12ページの 150,222千円の件ですが、議員のおっしゃるとおりでござ

います。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第40号 平成17年度町立太良病院事業会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第22 議案第41号

○議長（坂口久信君）

日程第22. 議案第41号 平成17年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（岩島 好君）

8ページお願いします。

ここにですね、さっきからも私いろいろ言いよっとですけれども、手数料 6,500千円減額、これが何で今ごろ 6,500千円の減額が来るのか、この説明を求めます。これは執行率からいくと約30%しか使っていません。

それから、次9ページ、集中監視システムの事業費関係で、これは大体執行率から計算すると92%ぐらいですが、これは入札をされたのならば、執行残が幾らで、入札減が幾らというふうな説明を求めます。

○環境水道課長（米田幸男君）

お答えをいたします。

まず、8ページの手数料 6,500千円の減額でございますけれども、これは平成15年度に水道法が改正をされまして、水質検査の分ですけれども、これが大幅に変更になったということで予算を計上しておったわけでございますけれども、入札の結果、そのような金額になったということで、6,500千円を簡水の方では補正をお願いしているところでございます。

これ業者も3業者から見積もりをとって入札したわけですが、上水、簡水、これはもう水質検査一緒だもんだからあわせて入札をいたしております。落札額が 3,098,760円ということでございます。その内訳を申し上げますと、簡易水道の方が15地区ございますが、

これが 2,559,900円。それから、水道の方は3地区でございますので、538,860円ということでございます。

それと、9ページの集中監視システムの2,354千円の減額でございますけれども、これも執行残と、先ほど御質問がっておりますけれども、入札残でございます。内訳がですね、入札差金が3,864千円というふうなことでございますので、その残りが執行残ということでございます。

○11番（岩島 好君）

今の入札減の3,864千円というぎ何ね。入札減がこれだけということ。これは今のやつは建設改良増設費の話でしょう。ここではトータル2,354千円しか減額ないんですよ。それ入札減で3,800千円というのが出てくるのがおかしいじゃないですか。減額は2,300千円ですよ。

○環境水道課長（米田幸男君）

お答えをいたします。

大変申しわけございませんでした。私が計算間違いでですね。735千円が入札差金でございます。あと残りが執行残でございます。1,619千円ですか。

以上でございます。

○11番（岩島 好君）

私は8ページで水質検査の入札ばしてがしこ減ったと、課長が減ったり何したりして、それはよかですよ。それはいつ入札したのかと聞きよるんですよ。いつ入札決まったかと。

○環境水道課長（米田幸男君）

お答えをいたします。

これは当初でございますから、4月の新年度に入ってからすぐ入札をいたしておりますけれども、補正についてはまた6月とか9月とかいう時期にその分を落としてしまいますと臨時的な検査が出てくるわけでございます。そういうことで補正を3月にお願いしたということでございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第41号 平成17年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第23 議案第42号

○議長（坂口久信君）

日程第23. 議案第42号 平成17年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（岩島 好君）

5ページのこれも手数料の件ですけれども、手数料も今のごたるやり方ですかね。これも執行率は30%、1,300千円も減額。これはもう少し早うわからんのですかね、ほんなこて。どがんやり方をするのか、もう一遍説明を求めます。

○環境水道課長（米田幸男君）

お答えをいたします。

これも全く簡易水道と一緒にございまして、箇所数は少ないということで金額的にも少ないですけれども、途中でそういった臨時的な検査が出てくる可能性が十分あるもんだから、そのまま3月でお願いをしたというところでございます。

○11番（岩島 好君）

いや、変更の出てくるかわからんて、それはわかります。しかし、変更で30%しか使いよらじおってよ、70%変更出てきます。少しは余裕見てもよかけん、途中でやっぱりこれだけの金というときは、途中でせんぎですよ、あなたの言いんさるごと、また変更の出てくるかわからんけんて。予算の30%しか使いよらんとに、あと70%変更の出てくる可能性のあつてですかね。私はこれは不思議でならん。そけ5%じゃい10%じゃいでとっておくということはやかですよ。しかし、これからいけば執行率29%ですよ。それを3月までほうっておいて、後から出てくるかわからんやったけんしませんでしたて、ああ、そうですかて私は言うておりません。（「進行進行」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

よかですか。（「いや、説明を求めます」と呼ぶ者あり）

○環境水道課長（米田幸男君）

お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、変更で執行残70%相当額の変更が出てくるかということになりますと、その件については非常に疑問ではございますけれども、今後は、10%、20%程度の残額を残して、もっと早い時期に補正で対応したいと、このように思います。

○3番（浜崎敏彦君）

同じく水質検査の件なんです、業者が水質検査をやっておられる内容はわかりますかね。

○環境水道課長（米田幸男君）

お答えをいたします。

まず、内容的には省略の9項目であるとか、それから基準の48項目であるとかまちまちなんです。原水であれば39項目、もうそういったもろもろの項目ですので、宙に私も覚えておりません。48項目とか39項目ございますので、後だってその項目については御報告をしたいと、このように思います。

○3番（浜崎敏彦君）

そしたら、先ほどの簡水と絡めてですが、3業者で入札をされたということだったですよ。それで、6,500千円の簡水は減、今回の水道が1,300千円の減ですね。そしたら、この業者というのは藤津地区、鹿島近辺の業者なんですかね。それとも佐賀県内の業者なんですか。

○環境水道課長（米田幸男君）

お答えをいたします。

まず、近辺にはこういった器具と設備を整えた業者がないというふうなことで、県内業者の3業者を指名いたしております。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第42号 平成17年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

これをもって本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後4時9分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 久 保 繁 幸

署名議員 吉 田 俊 章

署名議員 恵 崎 良 司